

第二次  
東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）  
— 素 案 —

東 大 和 市

# 東大和市男女共同参画都市宣言

美しい多摩湖と狭山丘陵の緑豊かな東大和市に住むわたしたちは 男女が互いの人権を尊重し 共に平等であることを基本として 性別にとらわれず あらゆる分野あらゆる環境において 一人ひとりの能力が十分発揮できる社会の実現をめざしここに東大和市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します

- 1 わたしたちは 一人ひとりが自立し 認め合い 自分らしくいきいきと暮らせるまちをつくります
- 1 わたしたちは 性別による差別をなくし 自らの意思で社会のあらゆる分野に参画できる 魅力あるまちをつくります
- 1 わたしたちは 家事・育児・介護などの責任を共に分かち合うまちをつくります
- 1 わたしたちは 国際社会の一員として 安心して暮らせる平和なまちをつくります

平成13年2月18日

# 目 次

I	計画の基本的な考え方	3
1	計画改訂の背景	5
2	計画の理念と目的	6
3	計画の性格	7
4	計画の期間	7
5	体系図	8
II	計画の内容	9
目標 1	あらゆる分野への男女共同参画	11
	課題別体系及び事業	14
	課題 1 市政への男女共同参画の推進	15
	課題 2 教育の場における男女共同参画の推進	15
	課題 3 地域活動・防災分野への男女共同参画促進	16
目標 2	互いの人権の尊重	17
	課題別体系及び事業	22
	課題 1 生涯を通じた互いの性の尊重と健康支援	23
	課題 2 配偶者からの暴力の防止	18
	(1) 配偶者やパートナー等からの暴力を予防するための取組	24
	(2) 相談と支援体制の充実	25
	課題 3 あらゆる人権を尊重する意識づくり	26
	(1) 男女平等の意識づくり	26
	(2) 生涯学習の場における人権尊重の意識づくり	27
	(3) 国際交流・平和・人権の意識づくり	28
目標 3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	29
	課題別体系及び事業	33
	課題 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する支援	34
	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての意識啓発	34
	(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための環境整備	34

課題2	安心して暮らせる介護支援環境の整備	36
課題3	働く場における男女共同参画の推進	37
目標4	男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実	38
	課題別体系及び事業	39
参考資料		41
・	男女共同参画に関する国内外の動き	42
・	男女共同参画社会基本法	47
・	東京都男女平等参画基本条例	54
・	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	58
・	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 (概要)	76
・	東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例	84
・	東大和市男女共同参画推進計画連絡会議要綱	90

# I 計画の基本的な考え方



# 1 計画改訂の背景

## (1) 国の動き

国は、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国における重要課題として位置づけています。

男女共同参画社会基本法に基づき、平成 12 年「男女共同参画基本計画」、平成 17 年「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を経て、平成 22 年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、女性の活躍による経済社会の活性化、さまざまな困難な状況におかれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶等を重要な視点として取り組みを進めています。

昭和 61 年に施行された「男女雇用機会均等法」は、その後数度の改正を行い、平成 19 年には、事業主のポジティブアクションの取り組みを国が援助することを規定するなど、急速な少子高齢化社会の進行により、以前にも増して重要となった女性の能力を十分発揮することができる環境整備に取り組んでいます。

平成 27 年（2015 年）8 月には、女性が職業生活において、希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性の活躍推進法）」が制定されました。これにより、平成 28 年 4 月 1 日から、労働者 301 人以上の企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなります。

平成 21 年 6 月には、3 歳までの子を養育する労働者の短時間勤務制度の義務づけ、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）や介護のための短期の休暇制度を創設するなどを定めた「育児・介護休業法」が改正されました。

また、平成 19 年、仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。これにより、社会全体で「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」をめざすこととなり、第 1 子出産前後の女性の継続就業率、男女の育児休業取得率や 6 歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間の向上などの数値目標が設定されました。

配偶者からの暴力の問題を総合的に規定した我が国最初の法律として平成 13 年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、平成 25 年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」として一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。

## (2) 東京都の動き

東京都においては、平成 24 年（2012 年）に策定した「男女平等参画のための東京都行動計画—チャンス&サポート東京プラン 2012」に基づき、「働く場における男女平等参画の促進」「仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現」「特別な配慮を必要とする男女への支援」「配偶者からの暴力の防止」の 4 つを重点課題として事業を総合的、計画的に推進しています。

平成 16 年（2004 年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正により、都道府県に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施」に関する基本計画の策定が義務づけられたことに伴い、平成 18 年（2006 年）に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。

その後、平成 24 年（2012 年）に施策の着実な推進に向け、中心的視点と具体的な目標値を定めるなど改定を行っています。

平成 27 年度新たに、全ての女性が意欲と能力に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて、女性活躍推進の気運の醸成を図るため、「東京都女性活躍推進大賞」を創設しました。

### (3) 東大和市の取組み

東大和市では、平成 23 年（2011 年）に男女共同参画を推進するための市の施策をまとめた「第二次東大和市男女共同参画推進計画」を策定しました。これは「東大和市男女共同参画推進計画」の計画期間が終了したため、社会状況の変化に応じて見直しを行った計画です。

平成 27 年度は「第二次東大和市男女共同参画推進計画」の中間年に当たることから、社会状況の変化や今日の男女共同参画に関する課題に対応した計画とするため、現在、「第二次東大和市男女共同参画推進計画」の見直しを進めています。

平成 25 年（2013 年）8 月に、「第二次東大和市男女共同参画推進計画」の見直しの基礎資料とするため、市民意識調査を実施しました。

その後、平成 27 年（2015 年）7 月には、男女共同参画推進審議会から「第二次東大和市男女共同参画推進計画の見直しについて」答申が提出されました。

この答申等を踏まえて庁内各課に対して内容等の確認、男女共同参画推進計画連絡会議での検討を重ね、平成 28 年（2016）年 3 月に「第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）」を策定します。

## 2 計画の理念と目的

日本国憲法は、「個人の尊厳と両性の本質的平等」を基本理念とし、性による差別をはじめあらゆる差別を禁止し、平和な社会の中で、自由で平等な生活を営む権利を保障しています。この理念は、性による差別禁止の原則を具体化した「女子差別撤廃条約」にも共通するものです。



また、男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「国際的協調」を基本理念としています。

東大和市では、これらの基本理念とともに、平成 17 年 3 月に制定された「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」（以下「条例」という。）の第 1 章に掲げた 6 つの基本理念も視野に入れて、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とします。

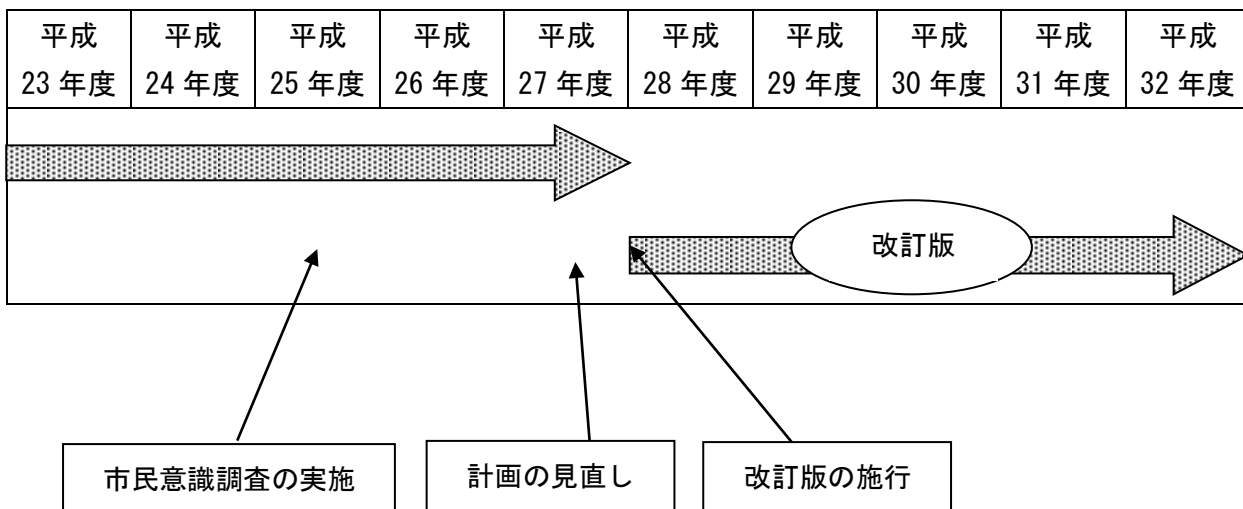
### 3 計画の性格

- (1) この計画は「第二次東大和市男女共同参画推進計画」の推進状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、市が行う施策の基本的方向を示すとともに関係する施策を総合的、計画的に推進するための個別計画です。
- (2) この計画は、東大和市男女共同参画推進審議会から答申された「第二次東大和市男女共同参画推進計画の見直しについて」及び平成 26 年 6 月に実施した「第二次東大和市男女共同参画推進計画(改訂版)作成に伴う調査」を踏まえて策定したものです。
- (3) 『目標 2 互いの人権の尊重』は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」とします。

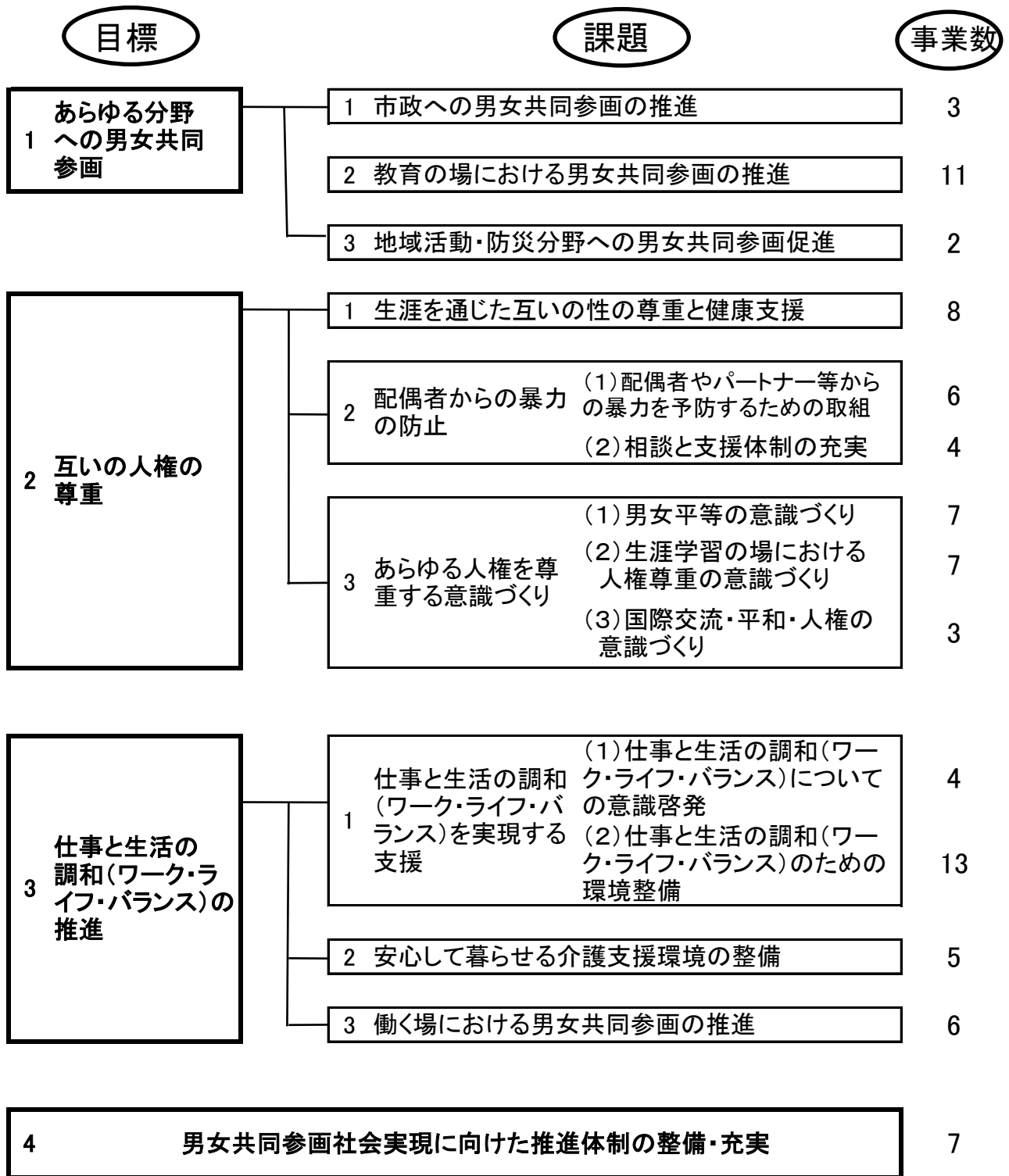
### 4 計画の期間

「第二次東大和市男女共同参画推進計画」の計画期間は平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間です。平成 27 年度が計画の中間年にあたることから、計画を見直し、改訂版として発行します。

計画改訂版の施行期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間です。



## 5 体系図



計 86

## Ⅱ 計画の内容

計画の内容では、区分について次のように分類して掲載しています。

区分	内容
新規	平成28年度から新たに取り組を開始するもの
継続	第二次東大和市男女共同参画推進計画（平成23年度～平成32年度）から継続して取り組むもの
変更	第二次東大和市男女共同参画推進計画（平成23年度～平成32年度）から内容を一部変更して取り組むもの
充実	第二次東大和市男女共同参画推進計画（平成23年度～平成32年度）から内容を充実して取り組むもの

## 目標1 あらゆる分野への男女共同参画

男女を問わずすべての人々が、性別に関係なく職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野において対等な立場で参画し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

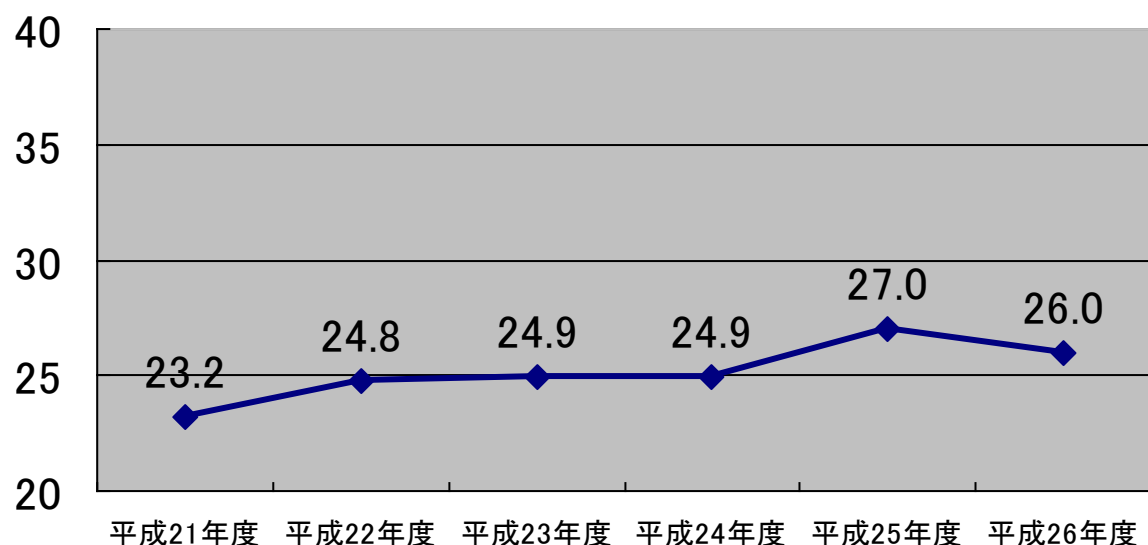
国の第3次男女共同参画基本計画では、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」になるよう目標値を掲げています。市の審議会等における女性委員の占める割合は、第二次東大和市男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）策定年度の平成23年度は24.9%、平成24年度24.9%、平成25年度27.0%と増加傾向にあります。目標数値を30%以上とし、市政への男女共同参画の推進を図ってまいります。

男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から、男女平等の理解を促すことが重要です。今後も、児童生徒が固定的役割分担意識にとらわれずに、その個性と能力を伸ばすことができる指導・教育を推進してまいります。

また、東大和市男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）の結果によると、生活の基盤である地域において、現在、何らかの地域活動等に参加している人は、ほとんどの活動で女性の割合が高くなっています。しかし、今後地域参加したい人の割合はほとんどの活動で男性の方が高くなっていることから、性別や年齢に関わらず誰もが生き生きと地域活動等に参画できる環境づくりを推進します。

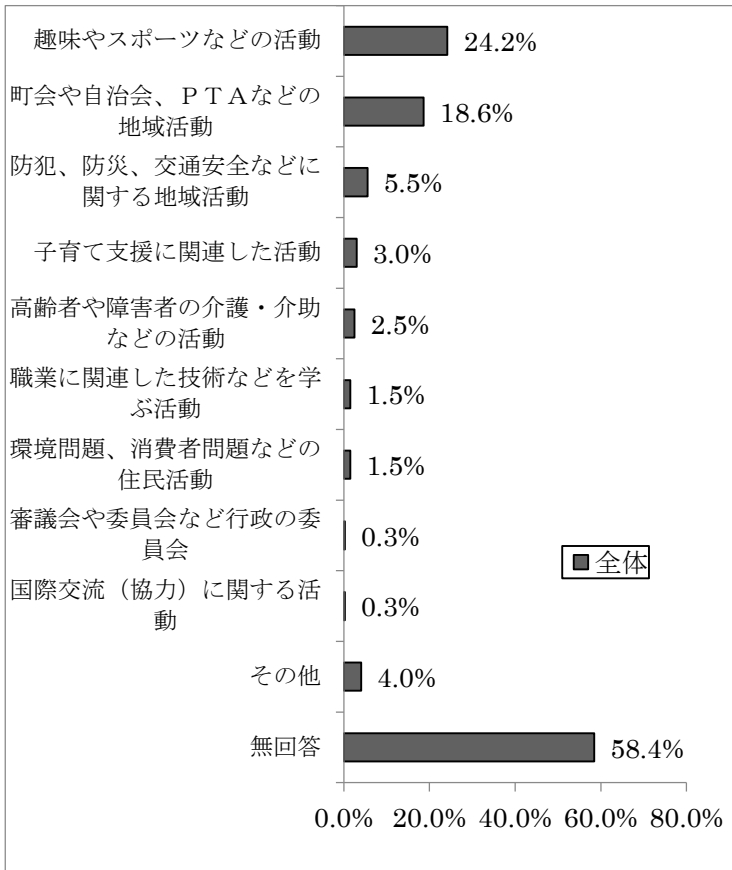
防災分野では、東日本大震災の際に、男女共同参画の視点が不十分であったために、避難所の運営等で、男女それぞれに適した対応ができないといった課題が浮き彫りとなりました。今後の災害に備え、防災分野での男女共同参画に取り組んでまいります。

【本市の審議会等における女性委員の占める割合】

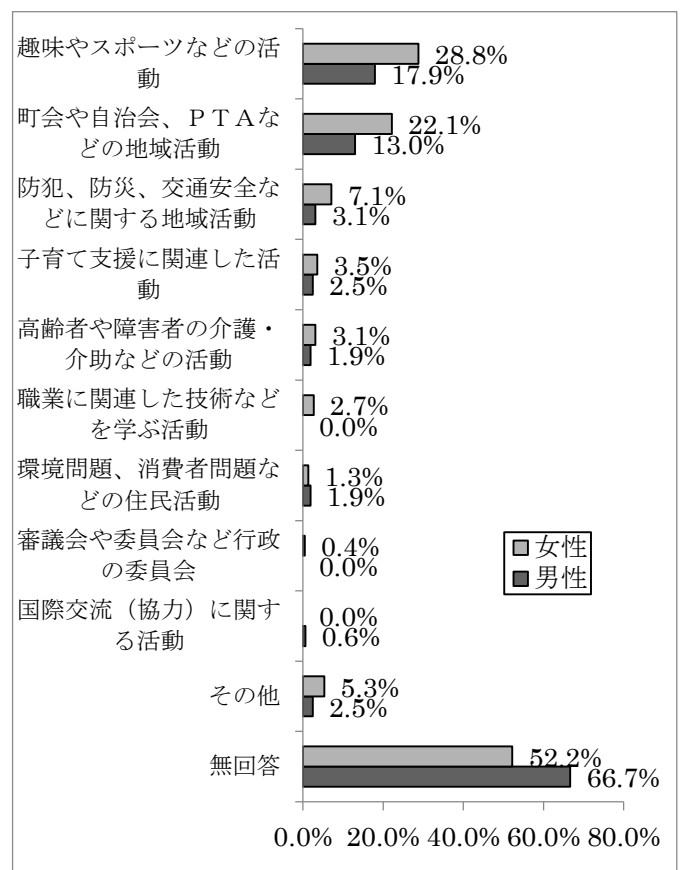


## 【現在参加している地域活動】

### (1) 全体



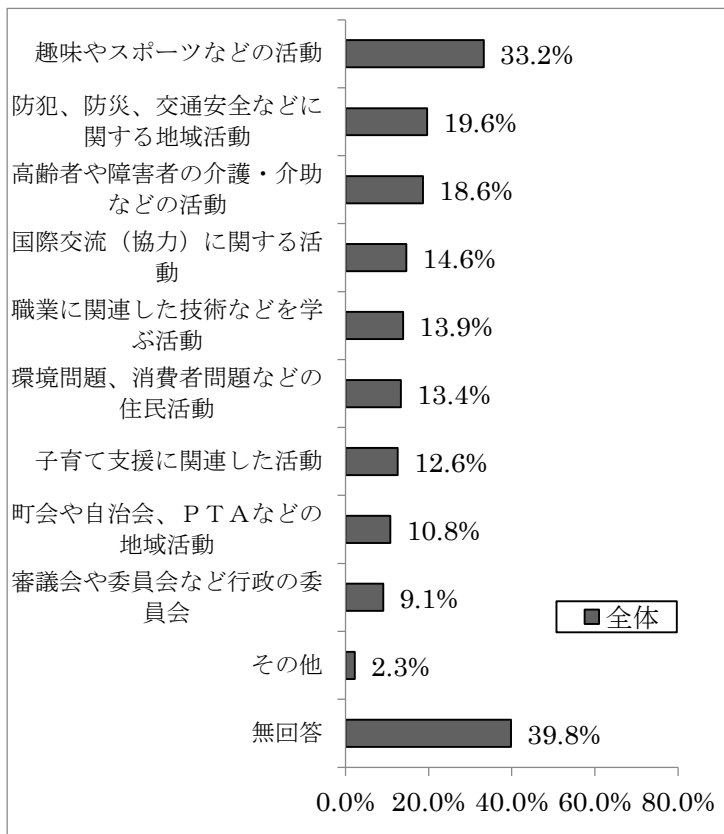
### (2) 性別



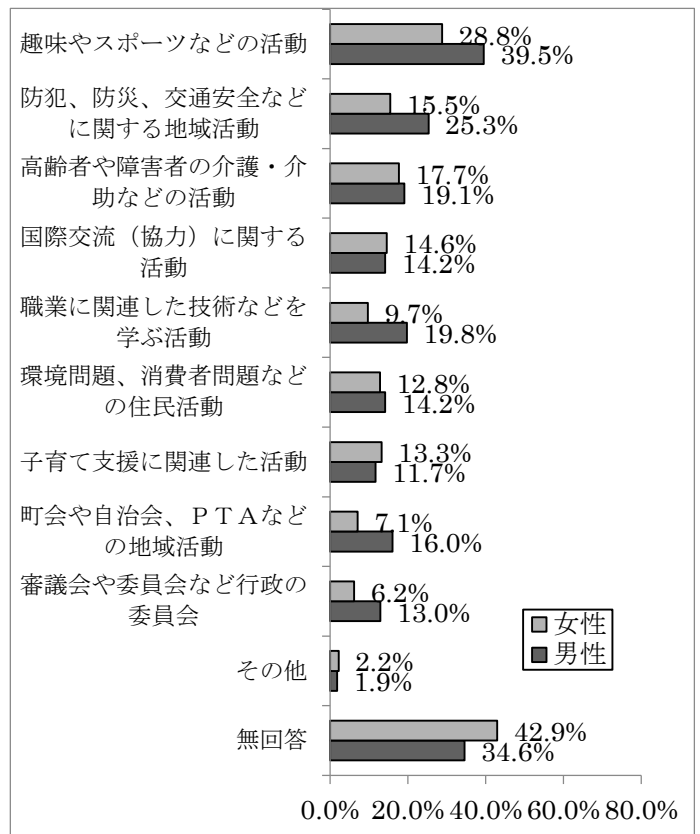
出典 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成26年）

## 【今後参加したい地域活動】

### (1) 全体



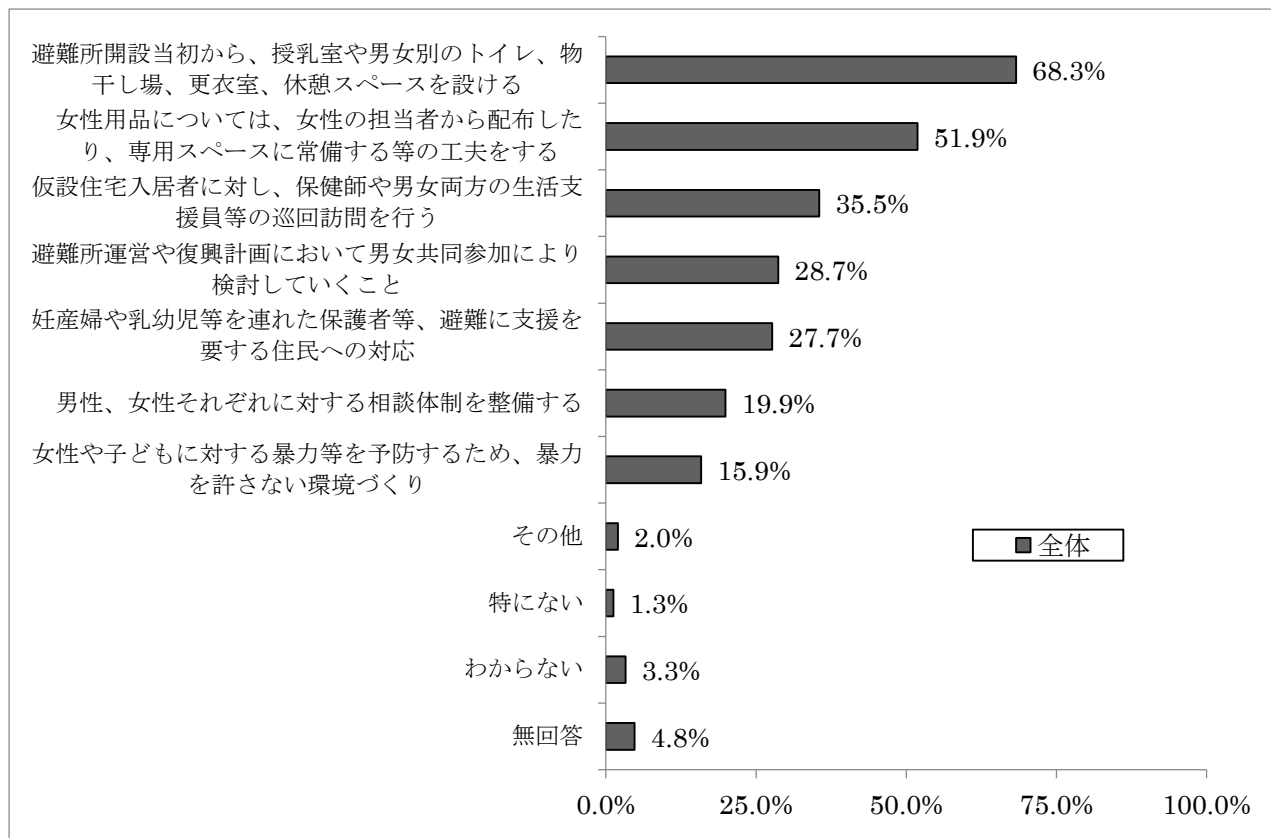
### (2) 性別



出典 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成26年）

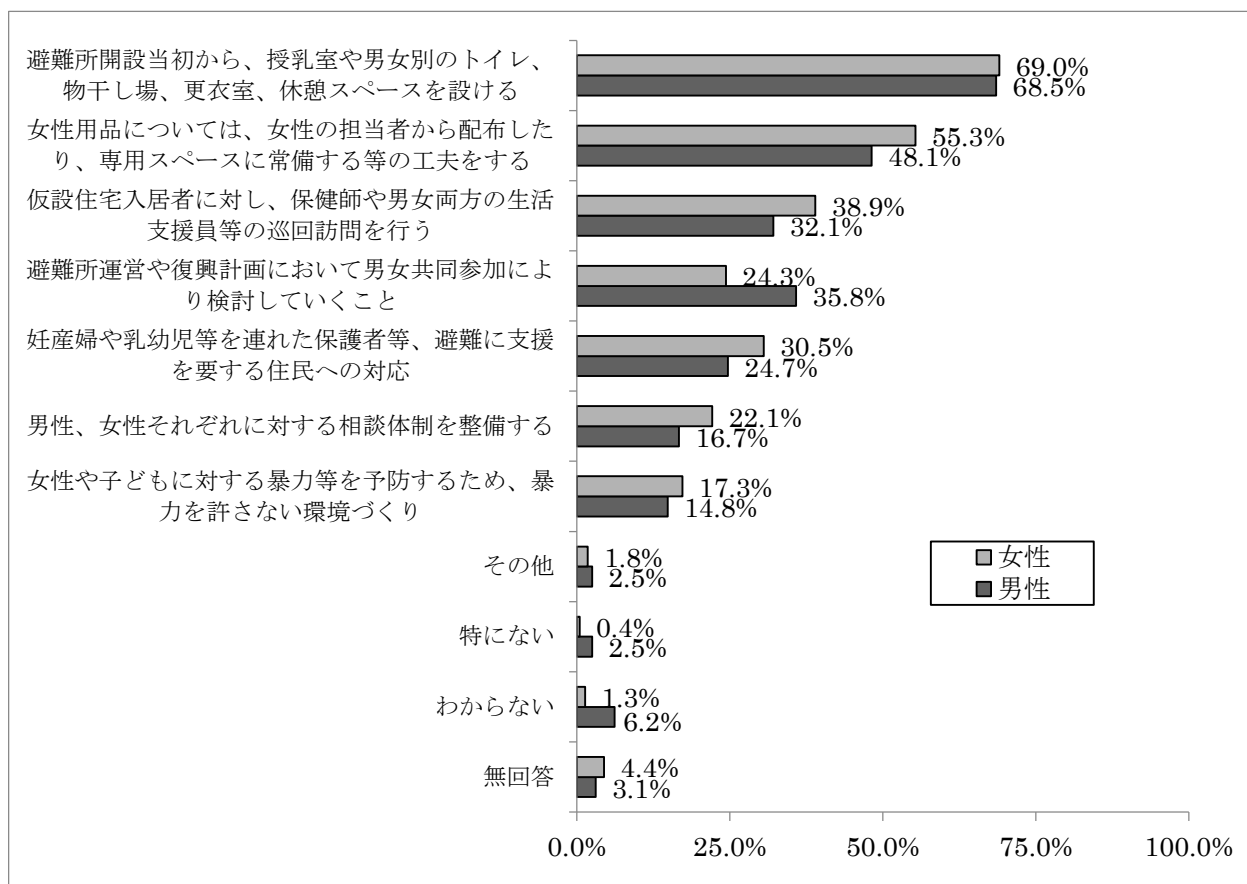
## 【震災時における男女共同参画の視点から必要な取組み】

### (1) 全体



出典 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 26 年）

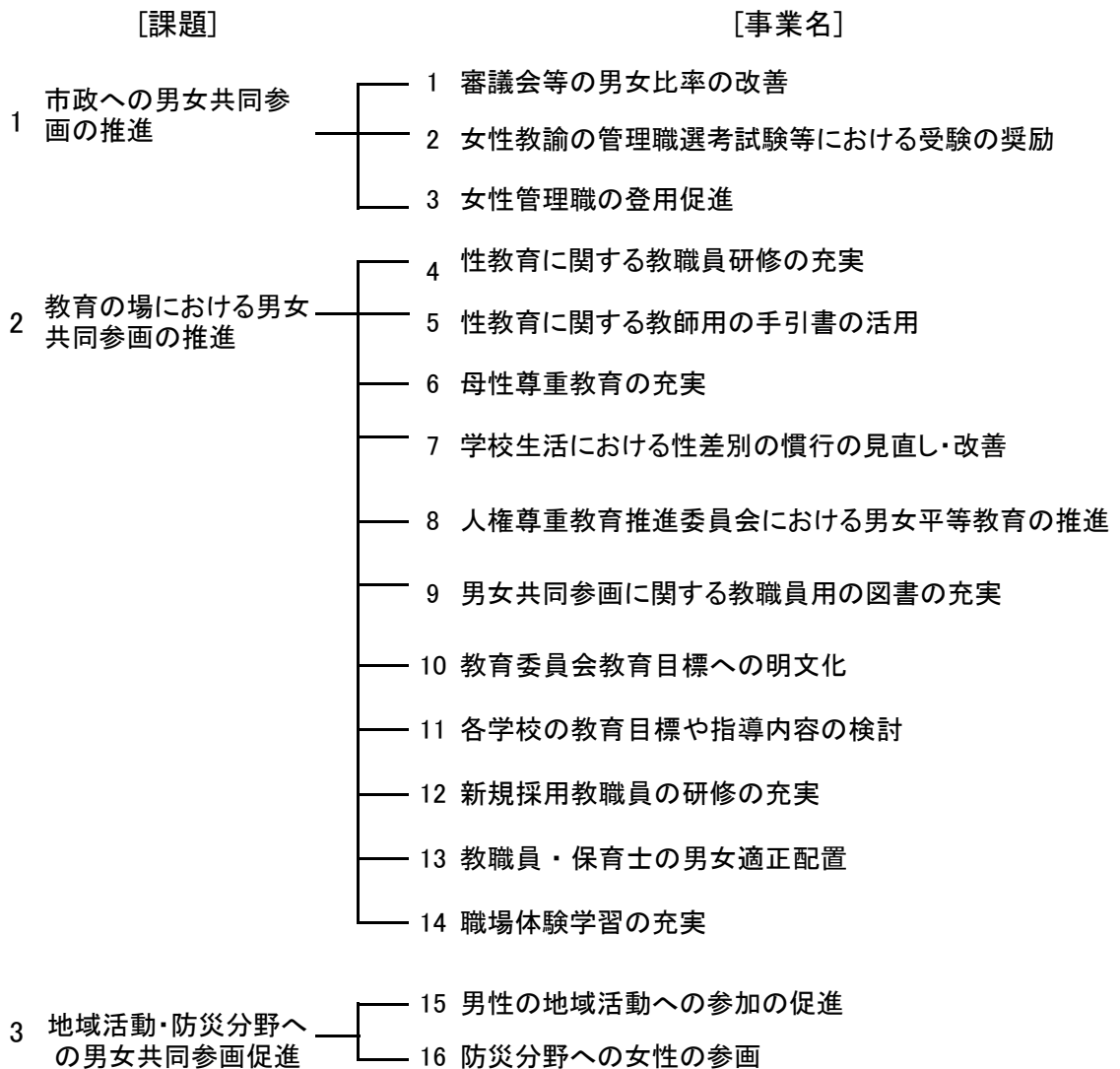
### (1) 性別



出典 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 26 年）

## 《課題別体系及び事業》

### 目標1:あらゆる分野への男女共同参画 [16事業]





## 目標 1 あらゆる分野への男女共同参画

### 課題 1 市政への男女共同参画の推進

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成 28 年度～32 年度	
1	変更	審議会等の男女比率の改善	審議会等の女性委員の割合は、目標数値を30%以上とし、市政への男女共同参画の推進を図る。	関係各課
2	継続	女性教諭の管理職選考試験等における受験の奨励	女性教諭の管理職選考試験等について、積極的に奨励する。	指導室
3	新規	女性管理職の登用促進	女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成を図る。	職員課

### 課題 2 教育の場における男女共同参画の推進

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成 28 年度～32 年度	
4	継続	性教育に関する教職員研修の充実	教職員に対して性教育に関する研修を引き続き実施する。	指導室
5	継続	性教育に関する教師用の手引書の活用	児童・生徒の発達段階を踏まえた適切な性教育の授業等を実施するため、東京都作成の手引書を充分活用する。	指導室
6	変更	母性尊重教育の充実・健康被害に関する教育の実施	母性の保護や環境について、教育の充実を図る。また、男女を問わず、タバコやアルコール、薬害等による健康被害に関する教育を実施する。	指導室
7	継続	学校生活における性差別の慣行の見直し・改善	男女共同参画の考え方を身に付けた児童・生徒を育成する教育を、引き続き推進し、学校生活の中で児童・生徒の役割分担に性別で差をつけない配慮をする。	指導室
8	継続	【25再掲】 人権尊重教育推進委員会における男女平等教育の推進	男女平等教育の重要性を考慮して、人権尊重教育推進委員会の活用を引き続き図る。	指導室

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成 28 年度～32 年度	
9	充実	男女共同参画に関する教職員用の図書の充実	教職員の知識や啓発能力を向上させるため、男女共同参画に関する教職員用の図書の充実を図る。	指導室
10	継続	教育委員会教育目標への明文化	「東大和市男女共同参画都市宣言」に基づいた人権教育の充実について、教育委員会の教育目標に明文化し、各教育施策を推進する。	指導室
11	充実	各学校の教育目標や指導内容の充実	人権教育の一環として、学校における男女共同参画の推進が図られるよう、各学校の教育目標や指導内容を充実する。	指導室
12	継続	新規採用教職員の研修の充実	人権教育を初任者研修の課題の1つとして、引き続き積極的に取り組む。	指導室
13	継続	教職員・保育士の男女適正配置	教職員、保育士の男女適正配置について配慮する。	保育課 指導室
14	継続	職場体験学習の充実	生徒が性別による固定観念をもたずに、より多くの仕事を体験することができるよう、受入事業所の確保に努め、職場体験学習の充実を図る。	指導室

課題3 新規 地域活動・防災分野への男女共同参画促進

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成 28 年度～32 年度	
15	新規	男性の地域活動への参加の促進	性別や年齢に関わらず、誰もが生き生きと、さまざまな地域活動に参画できる環境づくりを推進する。	社会教育課 中央公民館
16	新規	防災分野への女性の参画	避難所運営における男女共同参画を推進するため、防災訓練や運営等への女性の参画を促し、女性の防災リーダーの養成を図る。また、防災備品等の充実を図る。	防災安全課

## 目標 2 互いの人権の尊重

東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例（以下「条例」という。）第3条において男女共同参画は、「男女が、平等であることを基本として、性別を理由とする差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、個人としての人権が尊重されること」としています。そのため、男女が互いの性を尊重し、家庭・学校・地域・職場などあらゆる場における取組や意識づくりが必要です。特に女性は、生涯にわたり男性と異なる健康上の問題に直面するため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った健康管理ができるよう、支援に努めます。

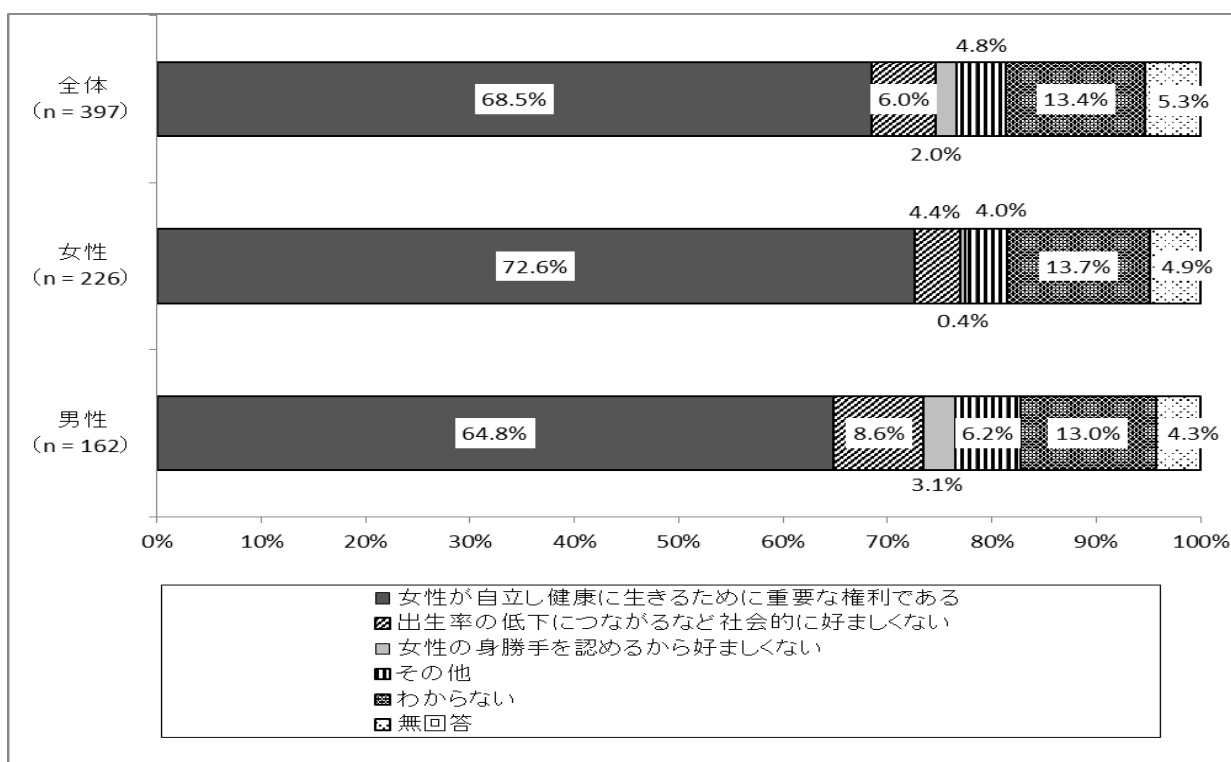
また、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。以下「DV」という。）は、男女共同参画社会を阻害する要因であり、その予防や早期発見には、DVそのものに対する理解を深め、被害者が安心して相談できる支援体制を整えなければいけません。そのためにも、各課が連携して被害者の保護・支援に取り組んでいくことが重要です。

人権の尊重は、男女共同参画社会づくりの基盤となるため、さまざまな手段や機会を活用しながら、意識づくりを図っていきます。また、平和な社会の形成は、人権尊重の基礎であり、男女共同参画社会の形成の前提条件です。国際交流や平和・人権を大切にすることを高める施策も行っていきます。

目標2は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、国の示す基本的な方針に即し、かつ「東京都配偶者暴力対策基本計画」を勘案して、東大和市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として含めるものです。

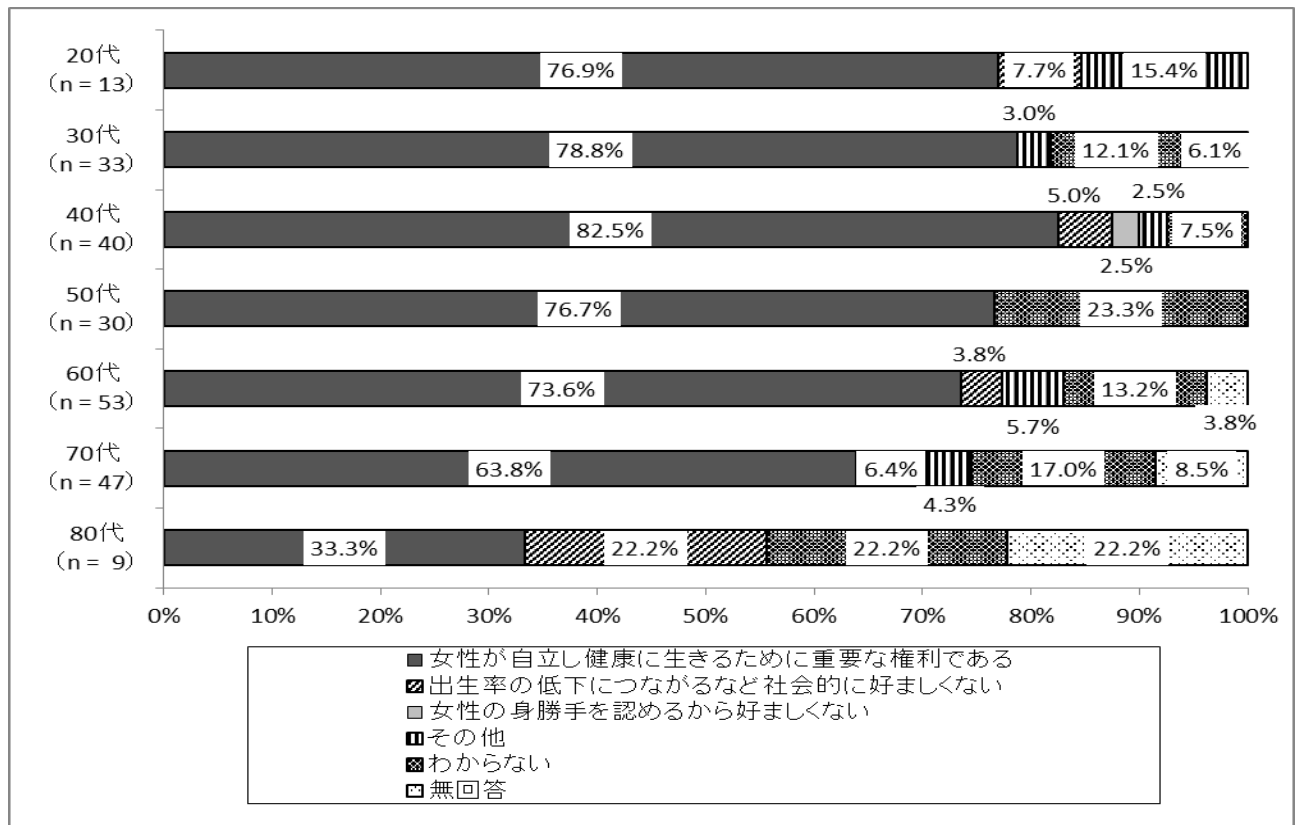
### 【リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する考え方（女性による妊娠、出産などに関する自己決定権）】

#### (1) 全体



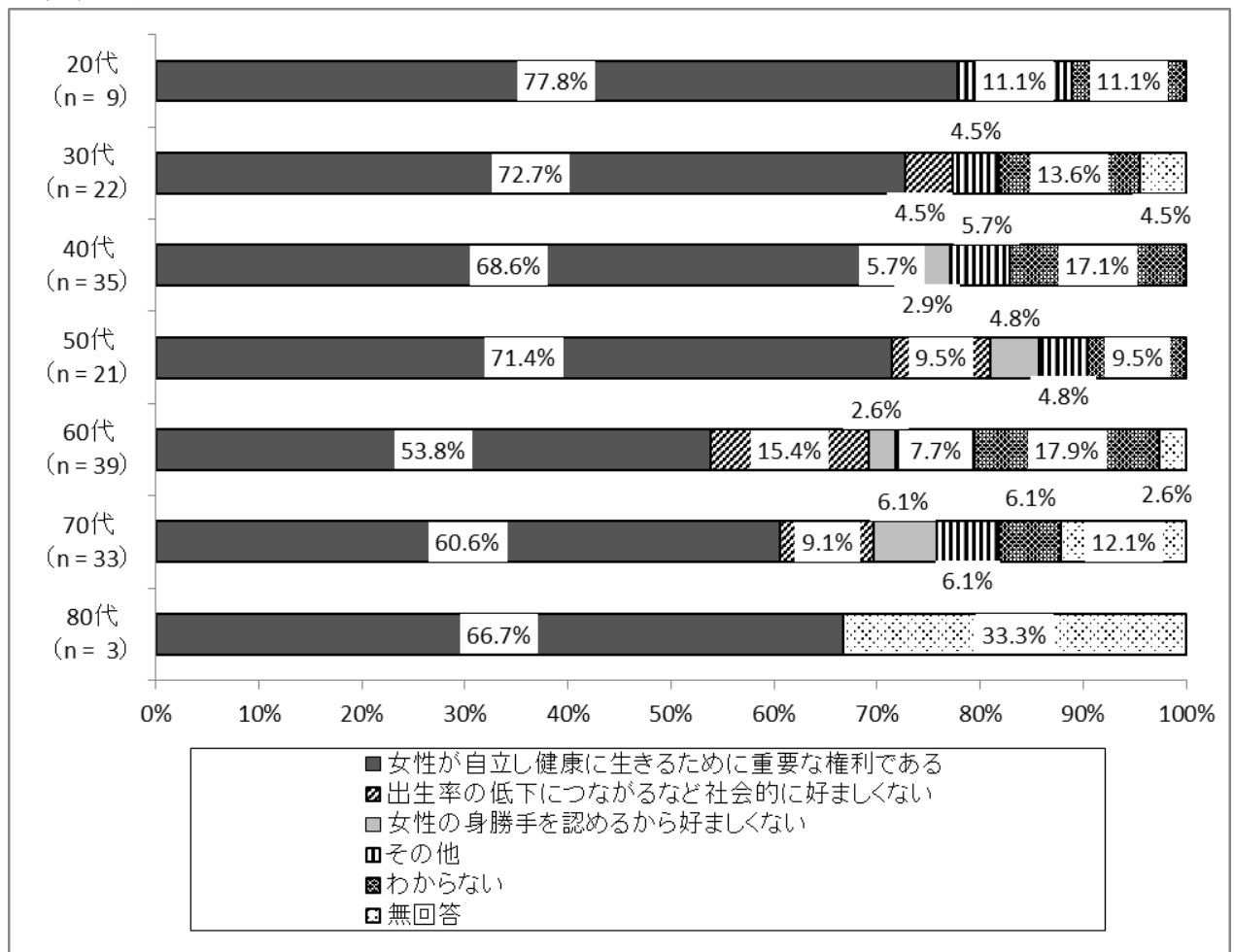
出典 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成26年）

(2) 女性



東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 26 年）

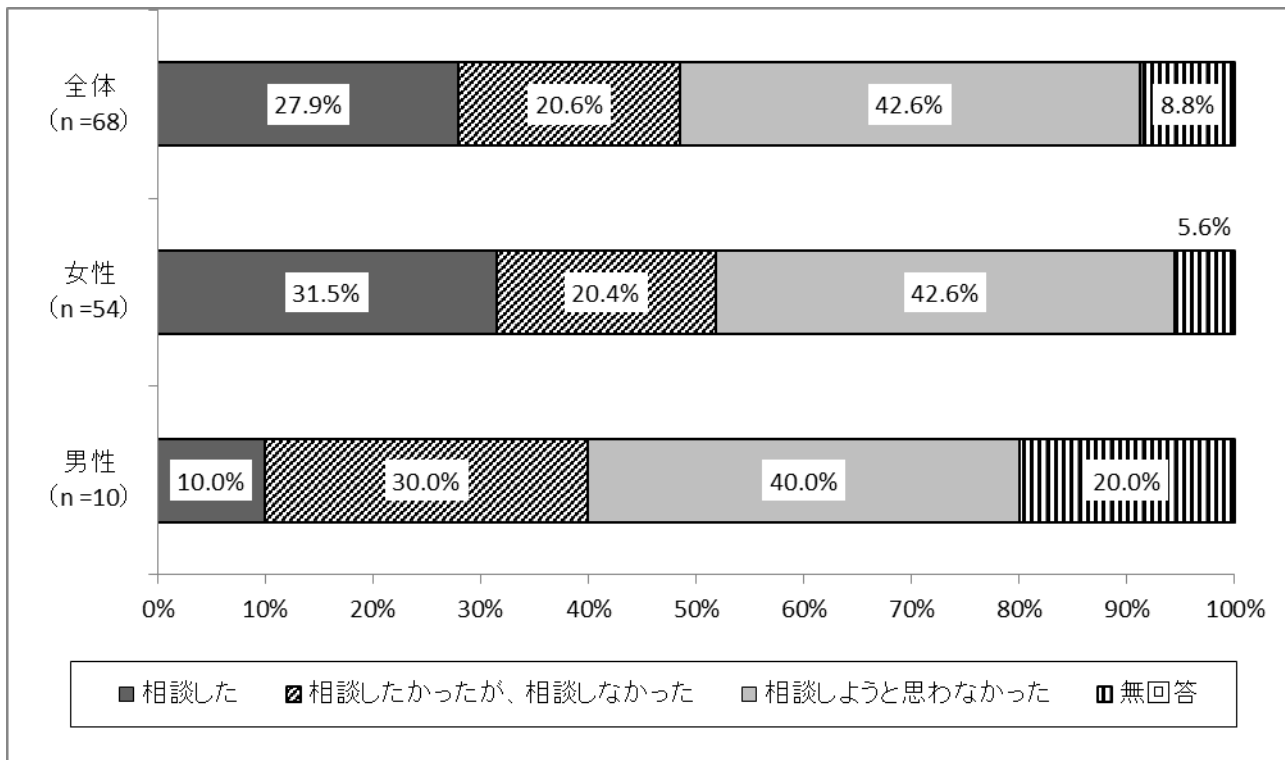
(3) 男性



出典 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 26 年）

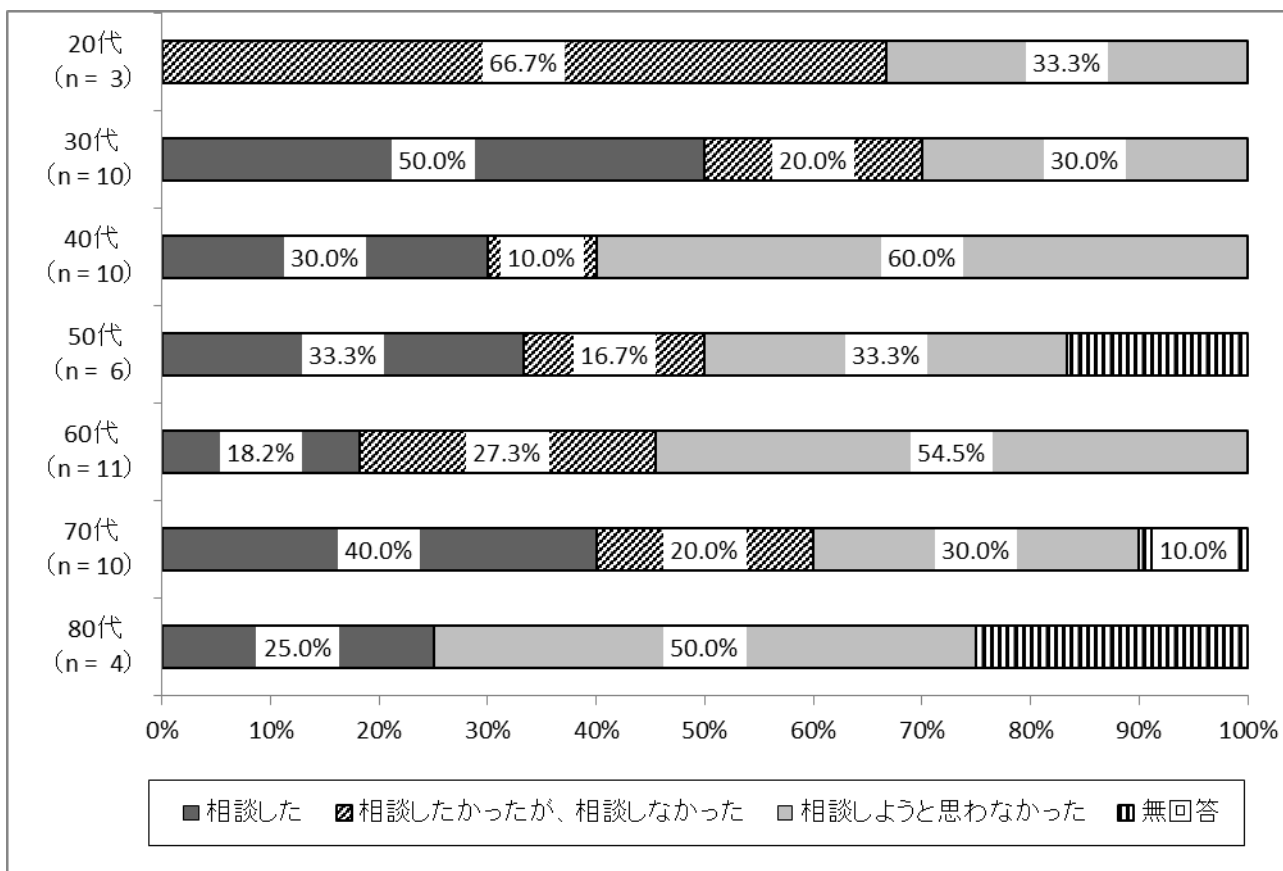
【DVを受けたことによる対処】

(1) 全体



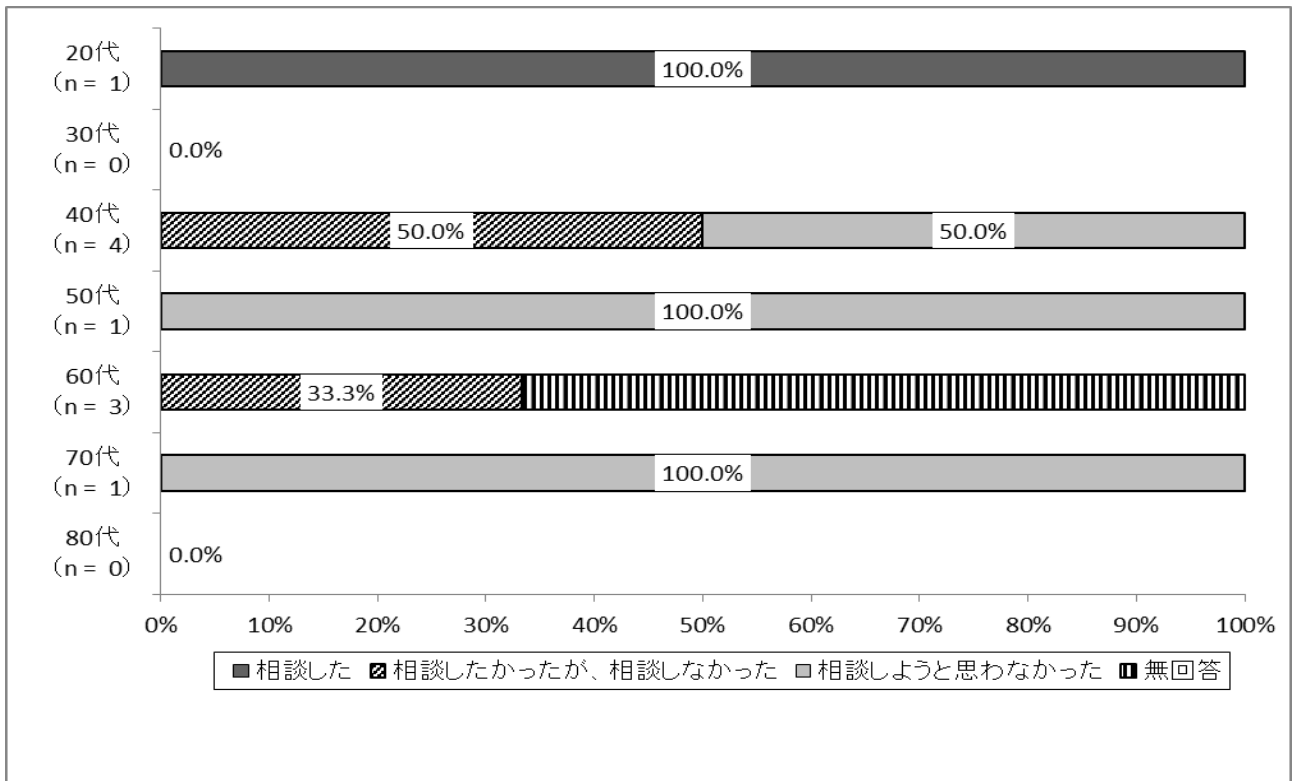
出典 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 26 年）

(2) 女性



出典 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 26 年）

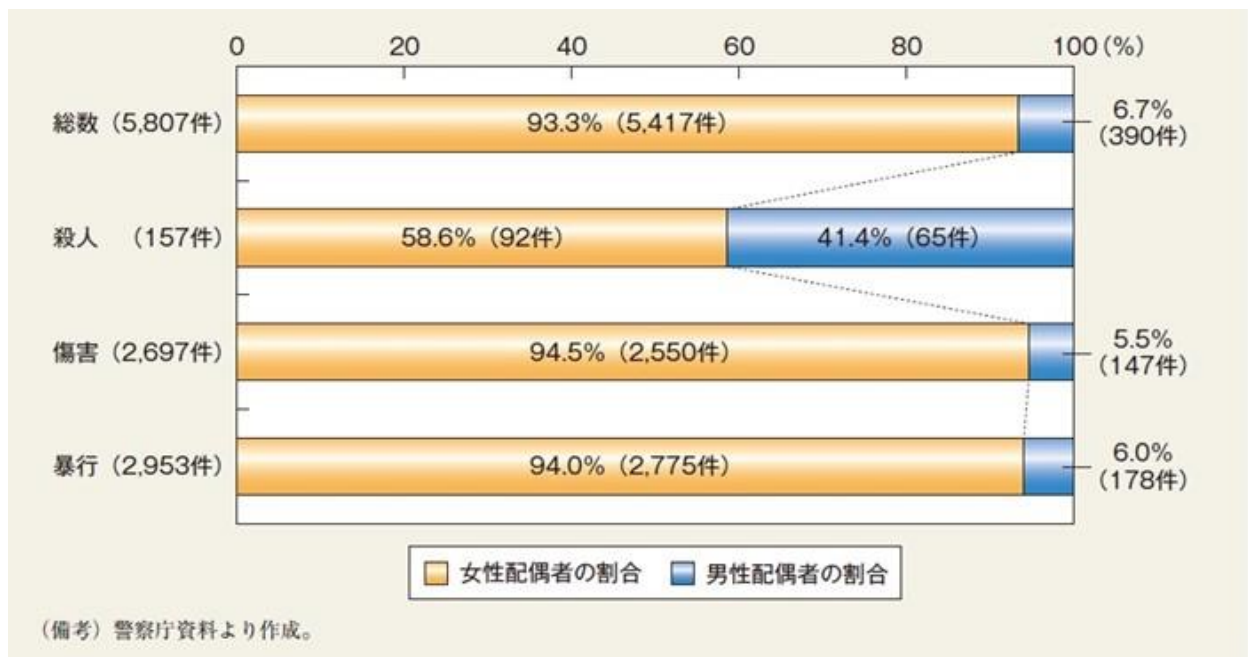
(3) 男性



出典 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 26 年）

【配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者の男女別割合(検挙件数、平成 26 年)】

配偶者間における暴力の被害者の多くは女性

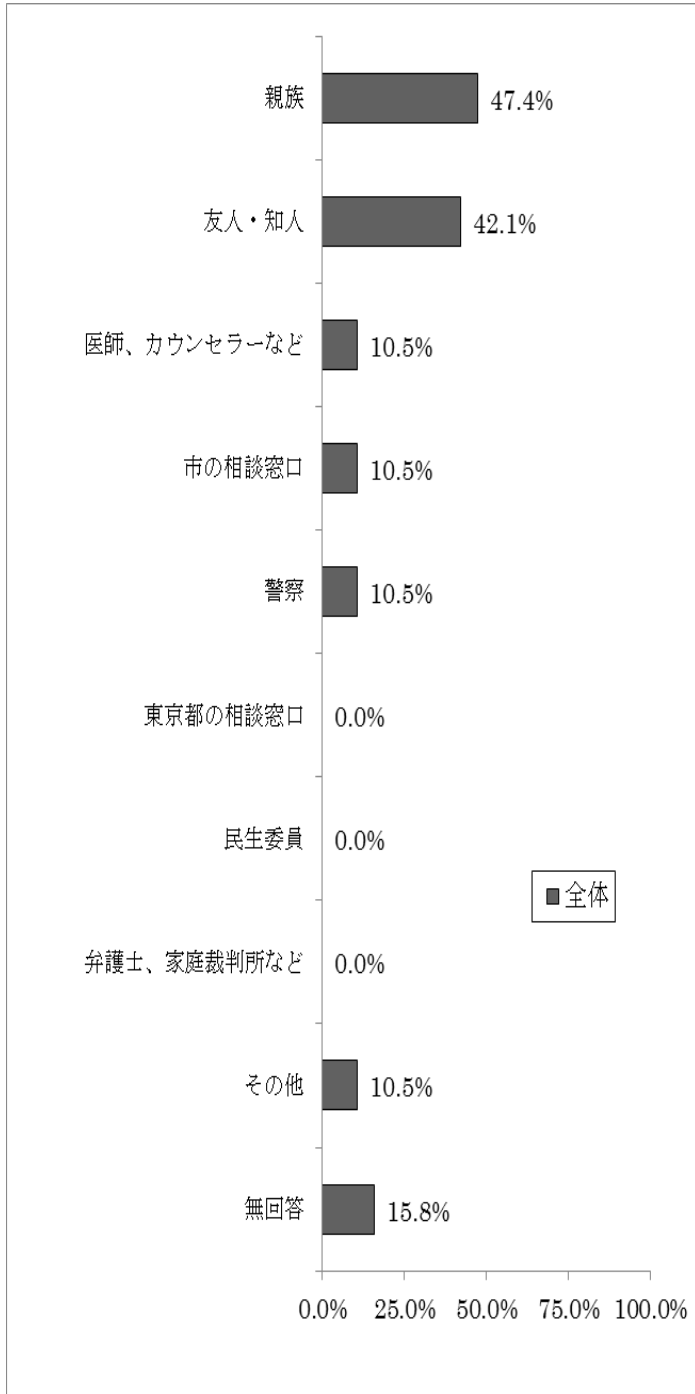


(備考) 警察庁資料より作成。

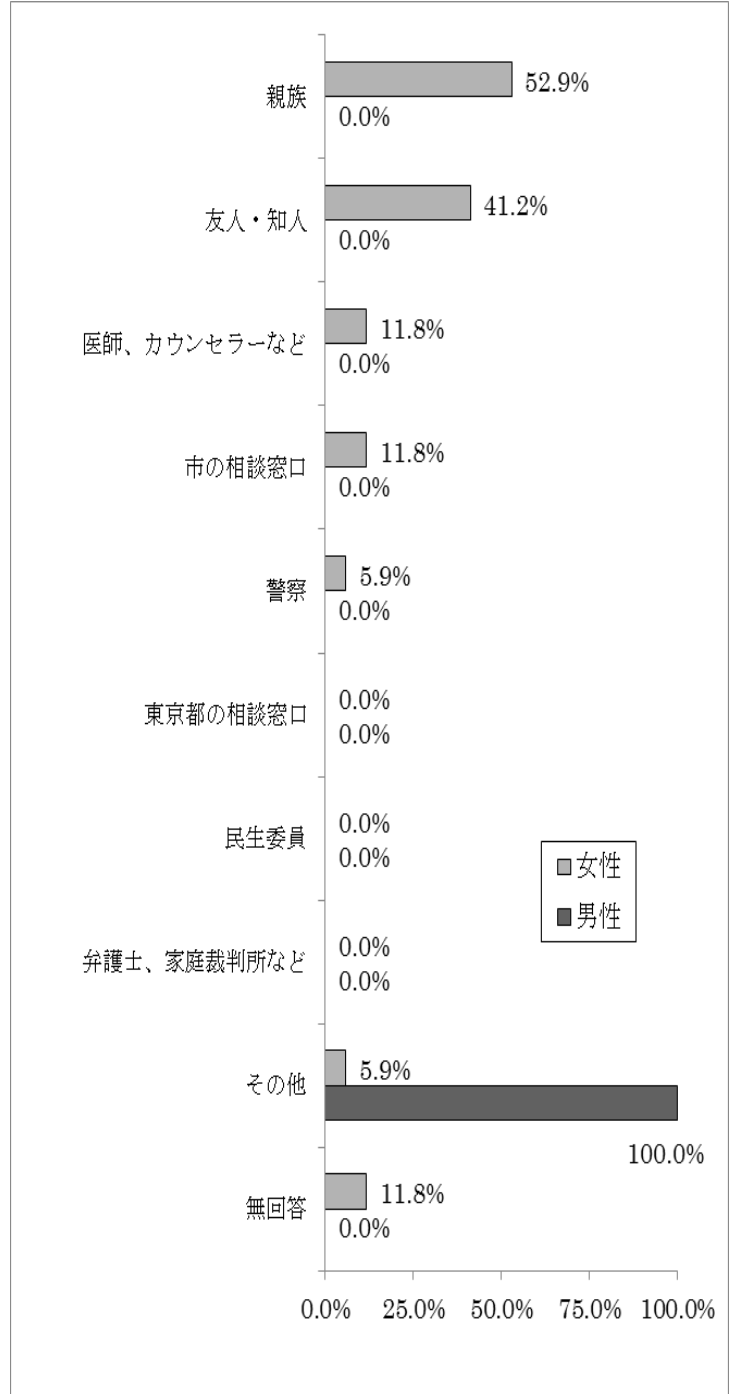
出典 内閣府「男女共同参画白書」(平成 27 年版)

## 【DVの相談先】

(1) 全体



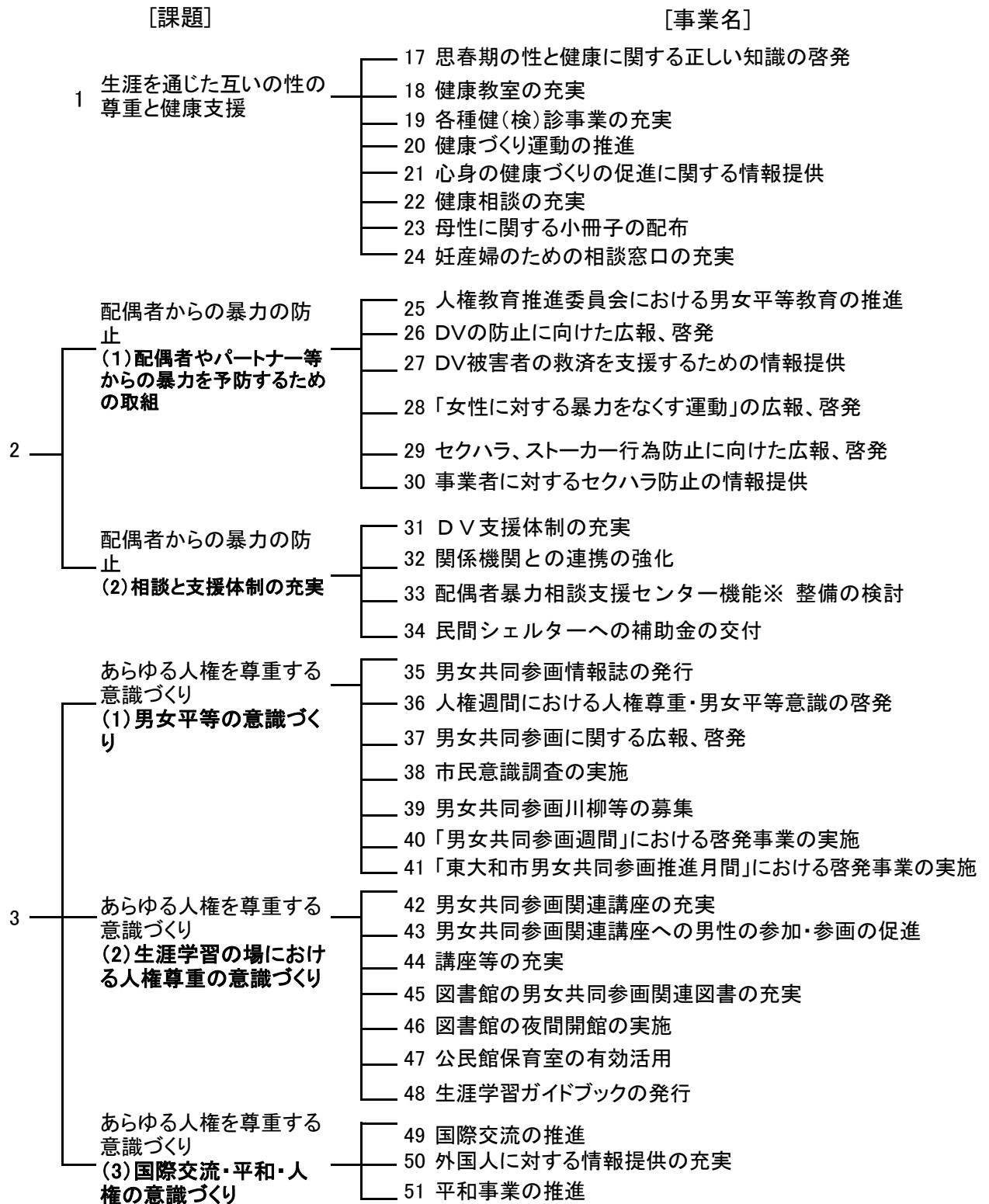
(2) 性別



出典 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 26 年）

# 《課題別体系及び事業》

## 目標2: 互いの人権の尊重 [35事業]





## 目標 2 互いの人権の尊重

### 課題 1 生涯を通じた互いの性の尊重と健康支援

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成 28 年度～32 年度	
17	継続	思春期の性と健康に関する正しい知識の啓発	思春期の男女に対する性をはじめとした健康問題について、テレビやインターネット等の偏った情報にまどわされることがないように、正しい知識の啓発を図る。	指導室 健康課
18	継続	健康教室の充実	心身の疾病に関する健康相談の充実を図り、女性の健康に関する教室を開催する。また、さまざまな学習機会を設けるため、社会教育等他機関と連携した教室の開催に努め、団体等からの講師派遣依頼についても積極的な対応に努める。	健康課
19	継続	各種健（検）診事業の充実	各種健（検）診の定員の拡大や内容の充実に努めるとともに、働く女性が受診しやすいように、引き続き土・日の検診を実施する。	健康課
20	変更	健康づくり運動の推進	子どもから成人まで参加できるような事業を行うなど、健康増進計画に基づいた、健康づくり運動を積極的に推進する。	健康課
21	継続	心身の健康づくりの促進に関する情報提供	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ理念 <sup>※1</sup> の普及や、薬物（危険ドラッグを含む）、食育、心身の健康に関する情報を市報や市ホームページで提供する。	健康課
22	継続	健康相談の充実	健康に関するさまざまな相談を気軽にできるよう相談体制を充実し、市民に広く周知する。	健康課
23	継続	母性に関する小冊子の配布	母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時に、母親を対象に母性保護に関する啓発小冊子を配布する。	健康課
24	継続	妊産婦のための相談窓口の充実	妊産婦の様々な相談に対応するため、電話・窓口相談体制を充実するとともに、市民に広く周知する。	健康課

※ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

平成 6 年（1994 年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。妊娠・出産・避妊などについて女性自らが決定権を持っている、という考え。

## 課題2 配偶者からの暴力の防止

### (1) 配偶者やパートナー等からの暴力を予防するための取組

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成28年度～32年度	
25	継続	【8再掲】 人権教育推進委員会における男女平等教育の推進	男女平等教育の重要性を考慮して、人権尊重教育の推進委員会の活用を引き続き図る。	指導室
26	継続	DV <sup>※2</sup> の防止に向けた広報、啓発	DVについて、市報、市ホームページ、パネル展示等、あらゆる形で情報提供を行い、DVの防止に向けた意識啓発を行う。	市民生活課
27	継続	DV被害者の救済を支援するための情報提供	DV被害者が専門的な相談機関につながるよう、相談窓口等の情報提供を行う。	市民生活課
28	継続	「女性に対する暴力をなくす運動」の広報、啓発	毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」を広く周知するため、広報、啓発を行う。	市民生活課
29	継続	セクハラ、ストーーカー行為防止に向けた広報、啓発	セクハラやストーーカー行為の防止に向けた広報、啓発を行うため、市報や市ホームページ等のさまざまな手段や機会を活用する。	市民生活課
30	継続	事業者に対するセクハラ防止の情報提供	国、東京都などが実施する事業者に対するセミナー等の情報提供に努める。	産業振興課

#### ※2 DV

DVとは、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されています。殴るなどの身体的暴力だけでなく、生活費を渡さないなどの経済的暴力、大声で怒鳴るなどの暴言や何を言っても無視をするなどの精神的暴力、避妊に協力しないなどの性的暴力などの形態も含まれます。

(2) 相談と支援体制の充実

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成 28 年度～32 年度	
31	継続	D V 支援体制の充実	各種研修への参加、職場における指導・学習により、職員の知識の充実を図り、関係機関との連携による、より良い支援を目指す。	市民生活課
32	変更	関係機関との連携の強化	D V 支援に関連する各関係機関による支援の連携強化を図る。	関係各課
33	継続	配偶者暴力相談支援センター機能 <sup>※3</sup> 整備の検討	主管課を中心とした、配偶者暴力相談支援センター機能整備の検討を引き続き行う。	市民生活課
34	継続	民間シェルターへの補助金の交付	被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターへ経済的援助を行い、安定的な運営を支援する。	市民生活課

※<sup>3</sup> 配偶者暴力相談支援センター機能

「支援センター」とは、施設の名称ではなく、適切な施設にて支援センターの機能を果たす、「機能の名称」のことを指します。支援センターの業務として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 3 条第 3 項により、次の 6 つの業務が掲げられています。

- ①被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること
- ②被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと
- ③被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の緊急時における安全の確保及び一次保護を行うこと
- ④被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと
- ⑤保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと
- ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと

課題3 あらゆる人権を尊重する意識づくり

(1) 男女平等の意識づくり

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成28年度～32年度	
35	継続	【52再掲】 男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画情報誌「はーもにい」を市民との協働で作成する。	市民生活課
36	継続	人権週間における人権尊重・男女平等意識の啓発	人権パネル展を開催し、啓発冊子及び啓発用品を配布し、人権意識の高揚に努める。 また、男女平等問題について、意識啓発を図るための施策を行う。	総務管財課 市民生活課
37	変更	【53, 73再掲】 男女共同参画に関する広報、啓発	市報、市ホームページ、ツイッターやフェイスブック等さまざまな手段を利用し、男女共同参画に関する情報提供を行う。	市民生活課
38	継続	市民意識調査の実施	定期的に男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、重要な基礎資料として施策に反映させる。	市民生活課
39	継続	男女共同参画川柳等の募集	男女共同参画川柳等の男女共同参画に関する啓発事業を実施する。	市民生活課
40	継続	「男女共同参画週間」における啓発事業の実施	毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」において、積極的に啓発事業を実施し、市民の意識啓発に努める。	市民生活課
41	継続	「東大和市男女共同参画推進月間」における啓発事業の実施	毎年2月の「東大和市男女共同参画推進月間」において、男女共同参画フェスタ等、積極的に啓発事業を実施する。	市民生活課

(2) 生涯学習の場における人権尊重の意識づくり

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成 28 年度～32 年度	
42	継続	男女共同参画関連講座の充実	受講者同士が情報交換や仲間づくり、さらには子育てや男女共同参画について気付き、学び合う機会を提供するため、保育付きの講座を実施する。	健康課 中央公民館 市民生活課
43	継続	男女共同参画関連講座への男性の参加・参画の促進	男性が参加しやすいような日程や内容に配慮した男女共同参画関連講座を実施する。	中央公民館 市民生活課
44	変更	講座等の充実	生涯学習の場における、人権尊重の意識づくりが図られる講座等の充実を図る。	社会教育課 中央公民館 中央図書館
45	継続	図書館の男女共同参画関連図書	図書館の男女共同参画に関する図書の充実に努める。	中央図書館
46	継続	図書館の夜間開館の実施	生涯学習における多様なニーズに対応するため、図書館の夜間開館を引き続き実施する。	中央図書館
47	継続	公民館保育室の有効活用	保育付講座の充実及び幼い子を持つ自主グループに対して保育室を提供する。	中央公民館
48	継続	生涯学習ガイドブックの発行	「学びあいガイド」を発行し、市民に対する学習活動の提供、情報のネットワーク化を図り、市民の社会参加を促す。	社会教育課

(3) 国際交流・平和・人権の意識づくり

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成 28 年度～32 年度	
49	継続	国際交流の推進	国際理解講座などを開催し、外国の文化・習慣への理解を深める。	市民生活課
50	継続	外国人に対する情報提供の充実	外国人に対して、男女共同参画の基本的な理念を含めた情報提供を図り、暮らしやすい地域づくりに努める。	市民生活課
51	継続	平和事業の推進	市の戦災建造物を中心とした平和事業の開催や、平和に関する図書・資料の充実に努める。また、戦争の悲惨さや、平和の大切さを市民に周知する。	企画課 社会教育課 中央公民館 中央図書館

### 目標3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは、誰もが生涯の各々の段階で、その状況や希望に応じた自律的選択により、仕事と仕事以外の生活との調和を図ることです。

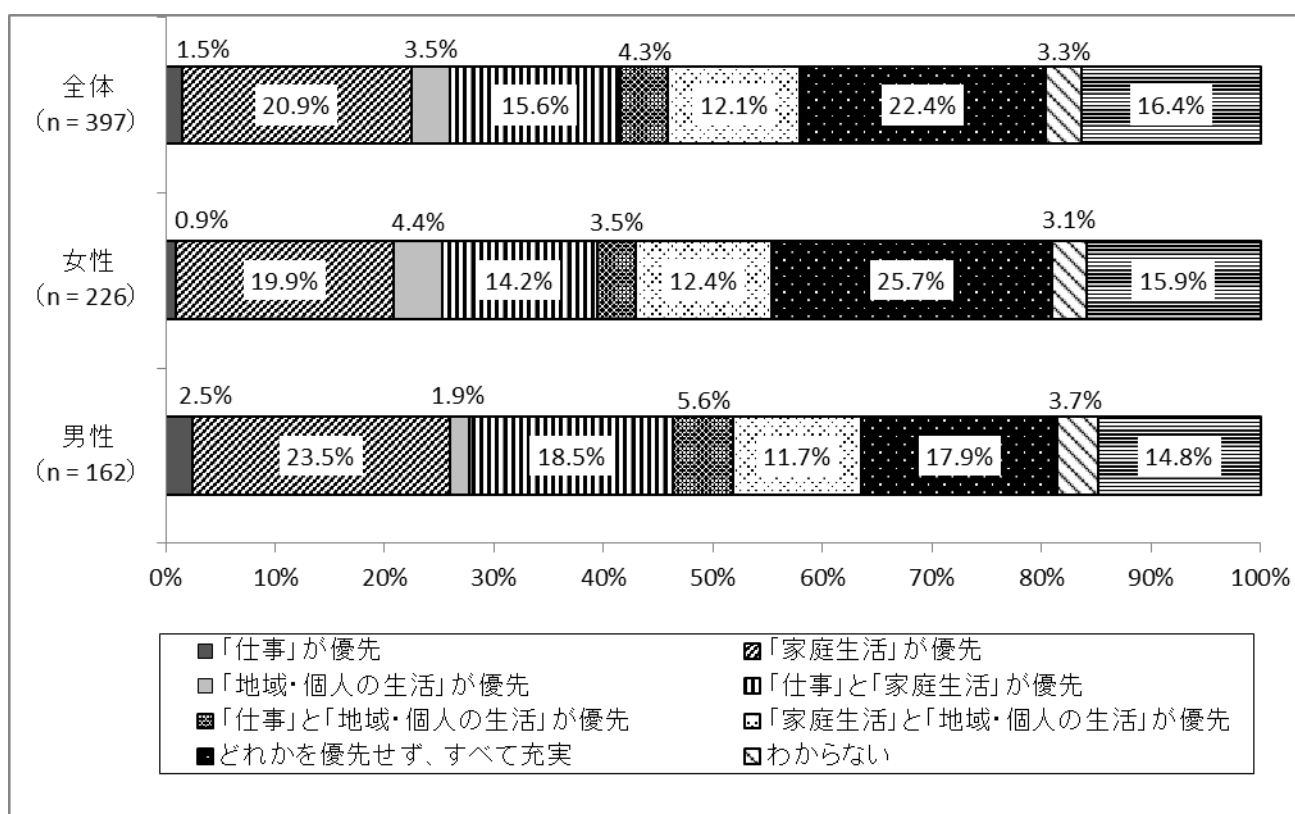
それには、男女がともにやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できる社会環境整備が必要です。そのためにも、あらゆる場面における「仕事と生活の調和」についての意識づくりや環境整備に取り組んでいきます。

また、今後、高齢化が一層進展することが見込まれる中で、仕事と介護の両立は男性にも女性にも重要な課題となっていることから、介護支援環境の整備等に取り組んでいきます。

働く場においても、男女共同参画の実現に向け、男女がともに個性や能力を發揮し、自分らしい生き方を選択できる社会基盤の整備が必要です。そのため、就労に関わる情報提供や女性の能力開発向上の支援等を行っていきます。また、商工会等を通じて、事業主等へ次世代認定マーク(愛称:くるみん)の取得状況などをホームページで掲載するなど、仕事と子育ての両立支援に対する取組みの推進を図ります。

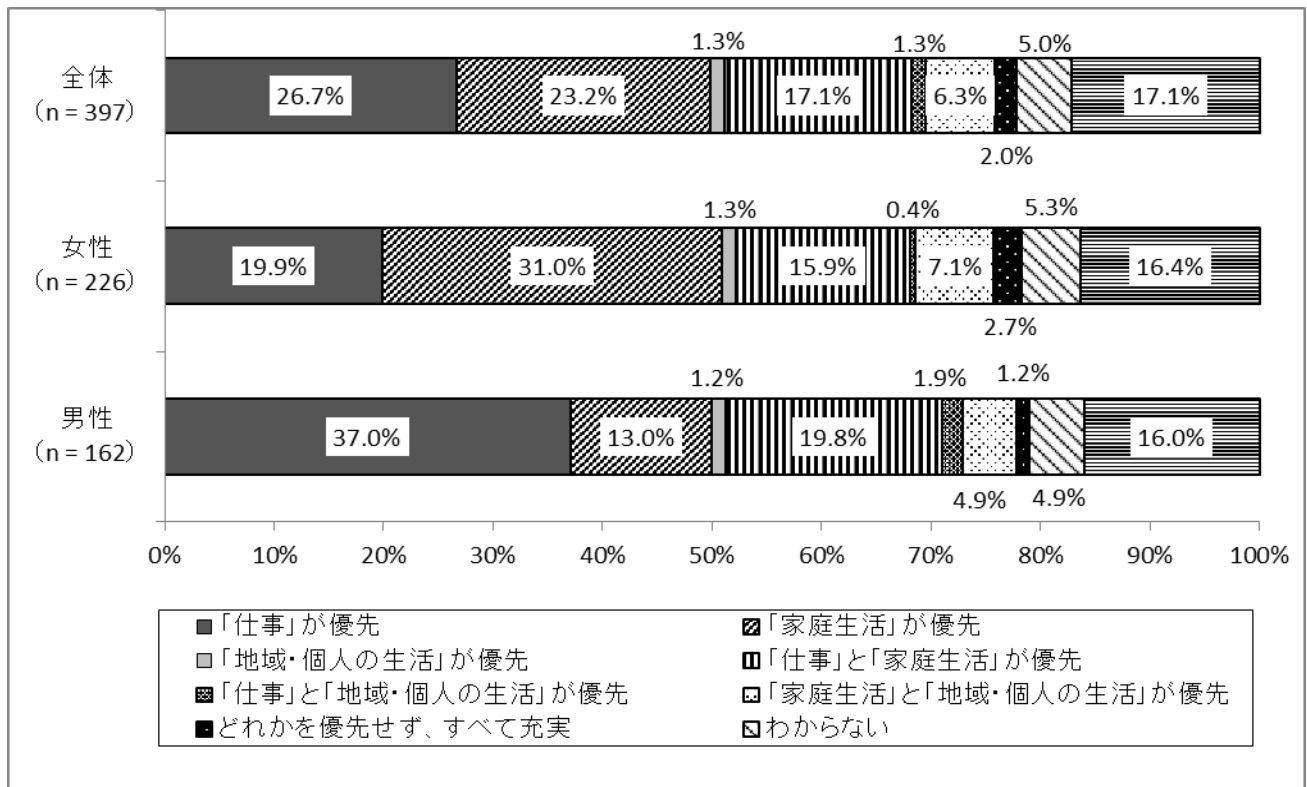
#### 【生活の中での優先度の希望と現実】

(1) 希望・全体



出典 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(平成26年)

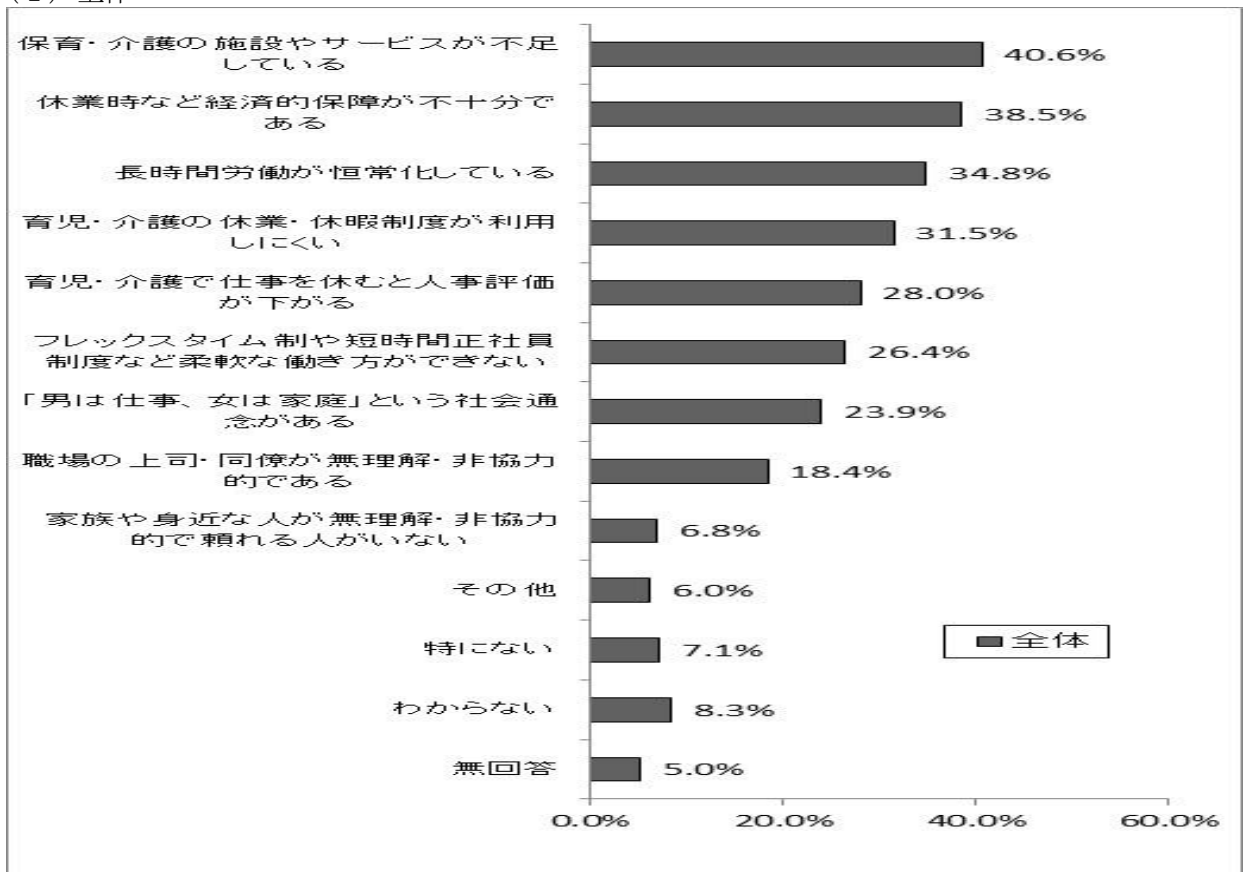
(2) 現実・全体



出典 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(平成26年)

【ワーク・ライフ・バランスを阻害している要因】

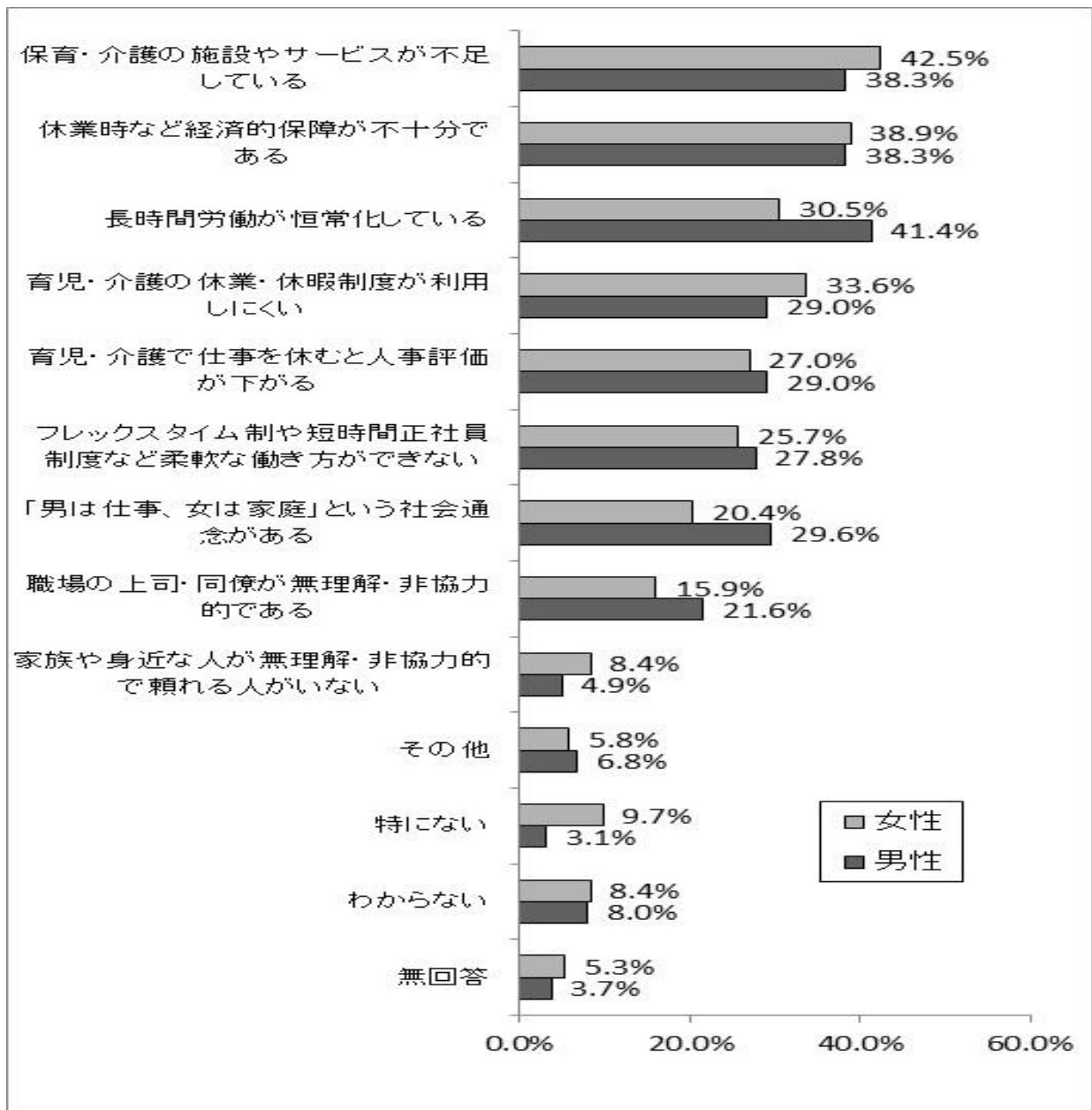
(1) 全体



出典 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(平成26年)



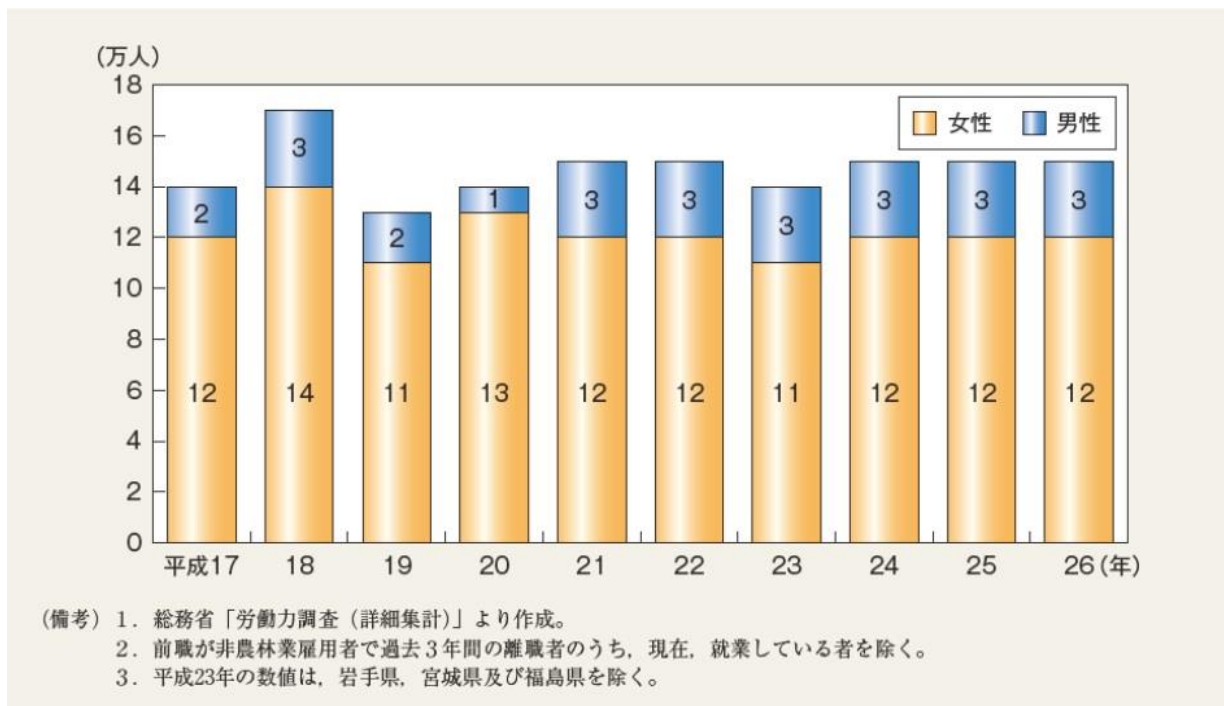
(2) 性別



出典 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 26 年）

### 【非就業者のうち介護・看護を理由とした離職者数の推移（男女別）】

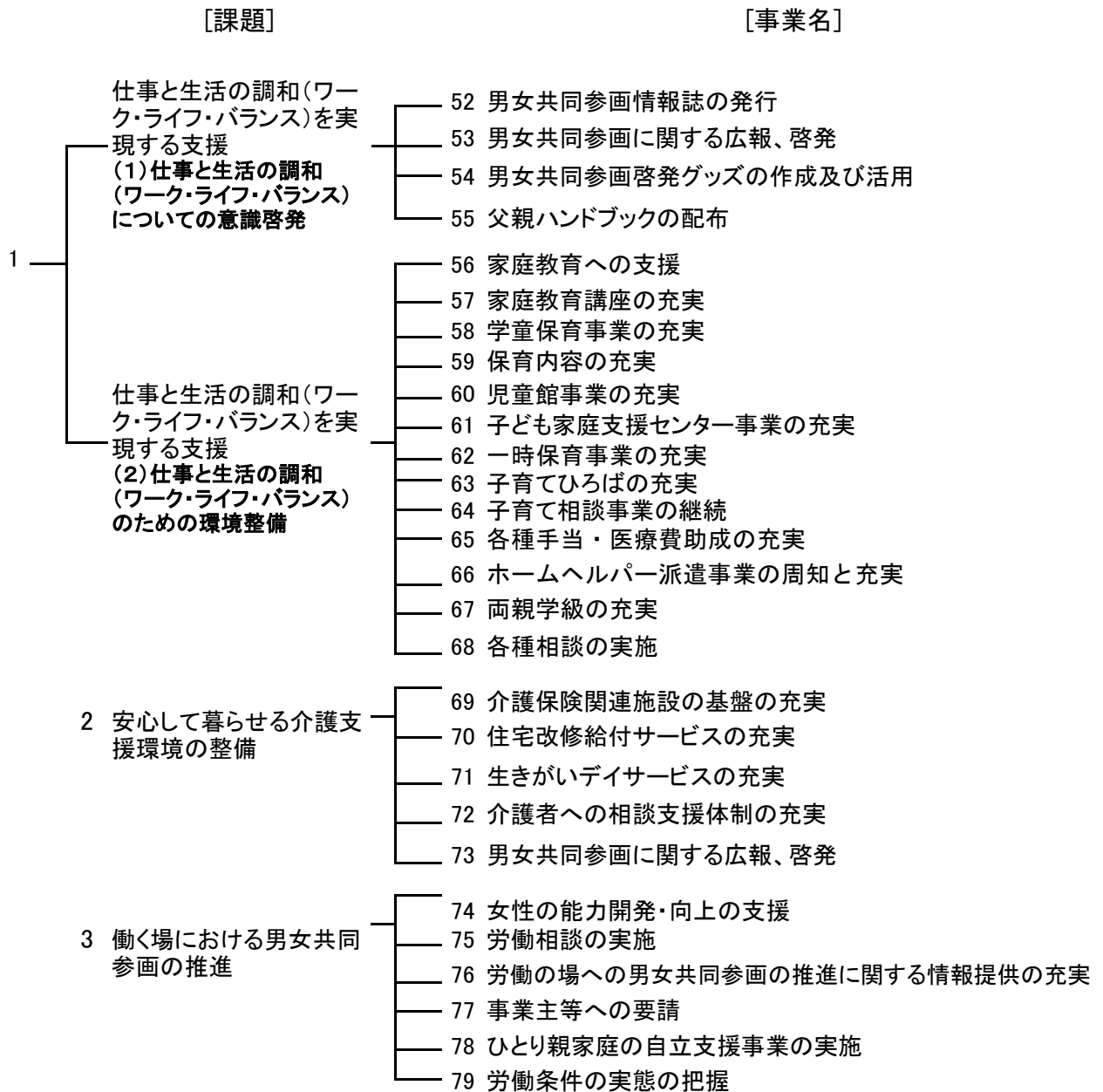
介護の状況 女性は男性の4倍



出典 内閣府「男女共同参画白書」（平成27年版）

# 《課題別体系及び事業》

## 目標3: 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 [28事業]



### 目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

#### 課題1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する支援

##### （1）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての意識啓発

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成28年度～32年度	
52	継続	【35再掲】 男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画情報誌「はーもにい」を市民との協働で作成する。	市民生活課
53	変更	【37,73再掲】 男女共同参画に関する広報、啓発	市報、市ホームページ、ツイッターやフェイスブック等さまざまな手段を利用し、男女共同参画に関する情報提供を行う。	市民生活課
54	継続	男女共同参画啓発グッズの作製及び活用	啓発グッズを作製し、男女共同参画に関する意識啓発に活用する。	市民生活課
55	継続	父親ハンドブックの配布	父親の育児参加を促進するため、母子健康手帳交付時に父親ハンドブックを配布する。	健康課

##### （2）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための環境整備

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成28年度～32年度	
56	継続	家庭教育への支援	保育園に通園していない子を持つ親を対象に、園庭開放等での育児相談や緊急一時保育の継続等、家庭教育への支援を行う。	保育課 (狭山保育園)
57	変更	家庭教育講座の充実	父親も参加しやすい講座の企画に努め、父親母親双方が家庭教育について共有を図る。	中央公民館
58	継続	学童保育事業の充実	共働き家庭やひとり親家庭等が安心して働けるようにするため、学童保育所の内容充実を図る。	青少年課
59	継続	保育内容の充実	全ての人が働き続けられるよう、産休明け保育・延長保育の充実に努める。また、休日保育及び、病児・病後児保育等の事業の実施に努める。	保育課
60	継続	児童館事業の充実	児童に健全な遊びを提供し、児童館利用者の拡大と需要に対応する事業の充実を図る。	青少年課

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成 28 年度～32 年度	
61	継続	子ども家庭支援センター事業の充実	子どもと家庭に関する総合相談及び子ども家庭在宅サービスの提供・調整等を行うほか、児童虐待に係る要支援家庭サポート事業を行う先駆型子ども家庭支援センターの充実を図る。	子育て支援課
62	継続	一時保育事業の充実	子ども家庭支援センターや民間保育園での一時保育事業について、より一層の周知を行い、充実を図る。	子育て支援課
63	継続	子育てひろばの充実	より身近な地域で子育て家庭の支援を行うため、0歳から3歳の子育て家庭を中心に「親子のつどいの場」を提供し、子育て相談や子育てサービスなどを行う「子育てひろば」を充実する。	子育て支援課
64	継続	子育て相談事業の継続	きめ細かな子育てに関する出張相談や専門相談体制を充実する。保健センターにおいては、保護者が子どもの健康や発育・発達に関する専門相談員の充実を図る。	子育て支援課 健康課
65	継続	各種手当・医療費助成の充実	子育てに伴う経済負担の軽減や、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、対象の拡大等を検討するとともに、国や都に引き続き要望する。	子育て支援課
66	変更	ホームヘルパー派遣事業の周知と充実	ひとり親家庭の日常生活の安定と就業による自立の促進のため、より多くの対象者が利用できるよう、周知を行うとともに、ホームヘルパーを派遣する。	子育て支援課
67	変更	両親学級の充実	両親学級は父親も参加しやすいよう、開催日時や講習内容をより配慮する。また、妊娠中から両親がそろって育児に参加できるような内容の工夫を行う。	健康課
68	継続	各種相談の実施	専門相談員等による、日常生活の諸問題に関する各種相談を実施し、問題解決に必要な知識、情報等を提供するほか助言や指導を行う。	秘書広報課

課題2 安心して暮らせる介護支援環境の整備

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成28年度～32年度	
69	変更	介護保険関連施設の基盤の充実	<p>家族の介護負担を軽減するために、介護関連施設への入所を促進し、施設整備補助を行う。</p> <p>また、介護者の総合相談窓口である「高齢者ほっと支援センター」（地域包括支援センター）及び在宅サービスセンターの充実に努める。</p>	高齢介護課
70	継続	住宅改修給付サービスの充実	<p>要介護（要支援）認定を受けた高齢者の在宅生活を支援し、介護者の負担を軽減するため、浴槽、流し、洗面台、便器の洋式化等の設備改修の給付を行い、要介護（要支援）認定非該当者については、生活機能の低下に応じた住宅改修給付を行い、サービスの充実に努める。</p>	高齢介護課
71	継続	生きがいデイサービスの充実	<p>介護予防、生きがいづくりのために、要介護（要支援）認定申請をして非該当となった方にも、日常生活動作訓練、趣味的活動等の生きがいデイサービスを利用できる制度について更に周知を図る。</p>	高齢介護課
72	継続	介護者への相談支援体制の充実	<p>高齢者の介護等に関する相談を気軽に受けられるよう、「高齢者ほっと支援センター」等の周知を十分に行い、相談支援体制を充実する。</p>	高齢介護課
73	変更	【37,53再掲】男女共同参画に関する広報、啓発	<p>市報、市ホームページに限らず、ツイッターやフェイスブックなどさまざまな手段を利用して、男女共同参画に関する情報を工夫して提供し、意識啓発に努める。</p>	市民生活課

課題3 働く場における男女共同参画の推進

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成28年度～32年度	
74	継続	女性の能力開発・向上の支援	国や東京都などが実施する講座・セミナーや関連施設の情報を提供するとともに、女性の能力開発・向上の支援となるセミナー等の実施について検討する。	産業振興課 市民生活課
75	継続	労働相談の実施	労働全般の相談については、就職情報室を通じて職業相談に応じるとともに、各関係機関と連携し法律相談・市民相談を引き続き実施する。	産業振興課 秘書広報課
76	継続	労働の場への男女共同参画の推進に関する情報提供の充実	国、東京都などが実施するセミナー等の情報や、労働関係の法令などの情報提供を行う。また仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を視点とした制度等の情報提供の充実を図る。	産業振興課 市民生活課
77	変更	事業主等への要請	次世代認定マーク（愛称：くるみん）※4の取得状況などをホームページに掲載するなど、商工会等を通じて積極的に行う。 また、「ひとり親就職促進事業」については、事業主に対し、積極的な採用に取り組むことを働きかける。	産業振興課
78	変更	ひとり親家庭の自立支援事業の実施	母子家庭だけでなく、父子家庭も含めた、ひとり親家庭への自立支援事業を実施する。	子育て支援課
79	変更	労働条件の実態の把握	東京都の実態調査等も活用しながら、市内事業所の労働条件に関する状況の把握に努める。	産業振興課

※4 次世代認定マーク（愛称：くるみん）

次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみんマークの認定）を受けることができる。

## 目標4 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実

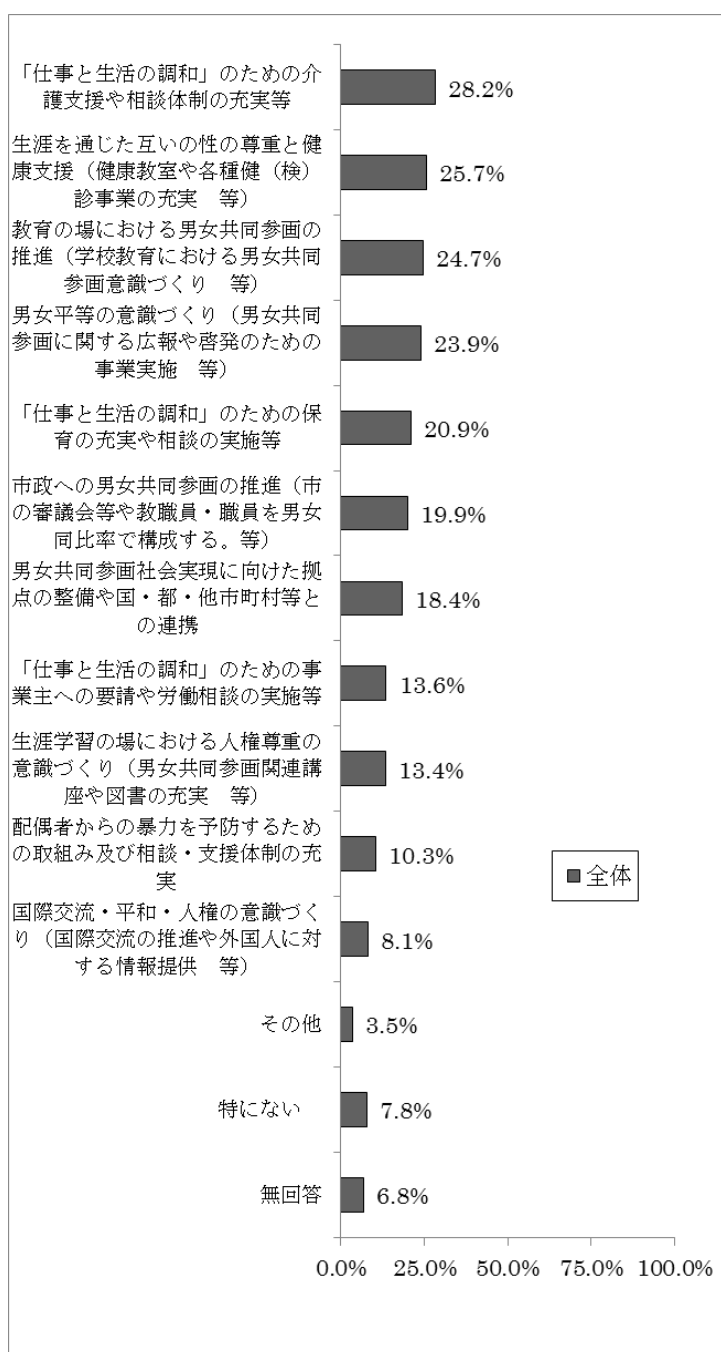
男女共同参画社会の実現に向けた事業の分野は、保健・医療・福祉・教育・まちづくり等、広範囲にわたっており、行政全般にわたる取組の推進にあたって庁内推進体制を中心に関係各課と連携しながら整備・充実することが重要です。

そのためにも、市職員が男女共同参画について理解を深め、日常業務の中で活かしているよう、庁内報を引き続き発行し、市職員全体の意識啓発を図っていきます。また、男女共同参画に関する職員研修の充実にも努めます。

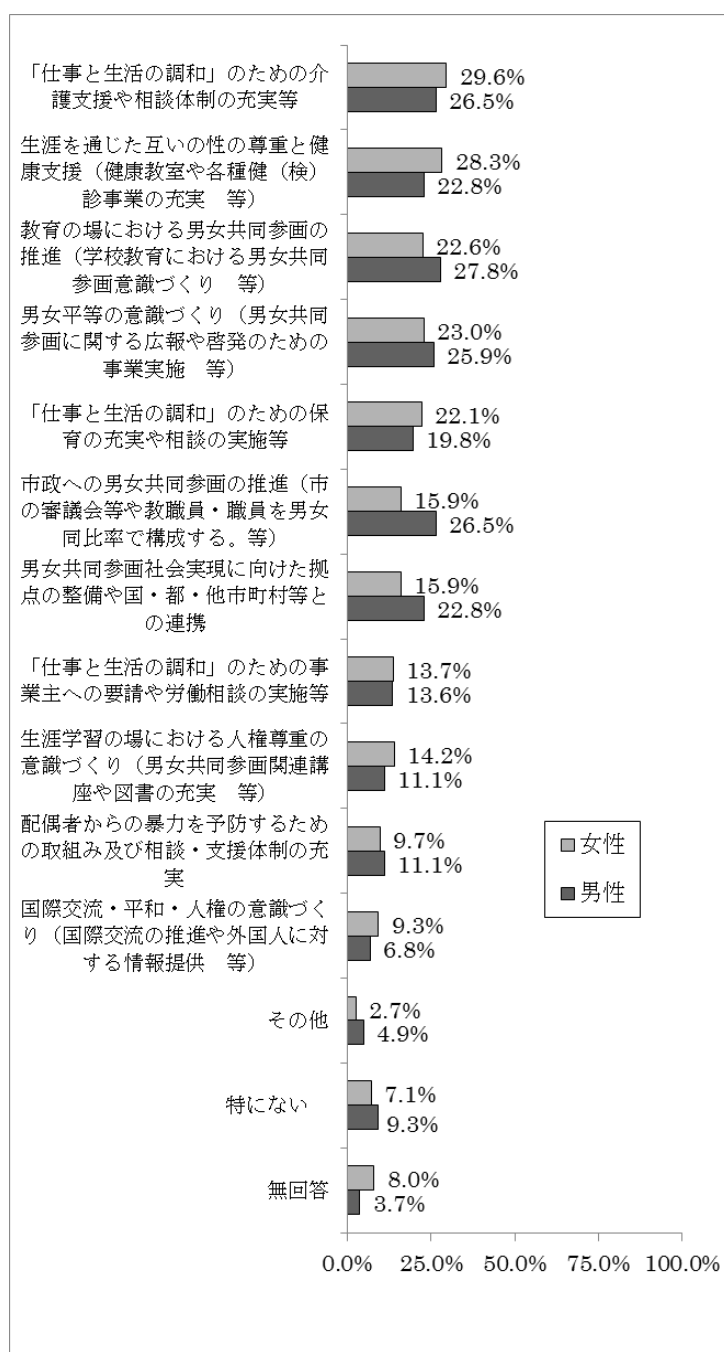
さらに、国・東京都・他自治体との情報交換、連携も強化し、男女共同参画社会の実現を図ります。

### 【男女共同参画社会実現のため市に力を入れてほしいこと】

#### (1) 全体



#### (2) 性別



出典 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成26年）



## 《課題別体系及び事業》

### 目標4:男女共同参画社会に向けた推進体制の整備・充実 [7事業]

[課題]

[事業名]

- 80 男女共同参画苦情等処理窓口の充実
- 81 男女共同参画担当組織の充実
- 82 男女共同参画に関する職員研修の充実
- 83 男女共同参画推進計画連絡会議の充実
- 84 男女共同参画推進拠点の設置
- 85 庁内報の発行
- 86 国・都・他市町村等との連携

目標 4 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実

No.	区分	事業名	取組内容および目標	所管課
			平成 28 年度～32 年度	
80	継続	男女共同参画相談窓口の充実	市報や市ホームページ等の様々な手段や機会を活用して PR に努め、窓口の充実を図る。	市民生活課
81	継続	男女共同参画担当組織の充実	組織改正を検討するなかで、男女共同参画担当組織の充実に努める。	企画課
82	継続	男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画に関する共通理解・認識のレベルアップを目指し、全職員を対象に研修を実施する。	職員課
83	継続	男女共同参画推進計画連絡会議の充実	男女共同参画推進計画連絡会議を充実させ、市内の連携を緊密にする。	市民生活課
84	継続	男女共同参画推進拠点の設置	既存施設を活用し、拠点の設置を検討する。	市民生活課
85	継続	市内報の発行	市職員全体の意識啓発を図るため、市内報を引き続き発行する。	市民生活課
86	継続	国・都・他市町村等との連携	国、都や他市町村との情報交換を積極的に進め、市の男女共同参画施策に生かす。	市民生活課

## 參考資料

## 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界	国	東京都	東大和市
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年「国際婦人年世界会議」開催(世界行動計画採択) ・第30回国連総会「国連婦人の十年」及び「1980年に行動計画に実施状況について検討する世界会議の開催」等採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進会議」、「婦人問題担当室」設置 ・国際婦人年記念日「日本婦人問題会議」開催	・東京都議会本会議で「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択	
1976年 (昭和51年)	・「国際婦人の十年」始まる(～1985年)	・「民法」一部改正(離婚後の氏の選択自由化)		
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館	・「東京都婦人センター」発足 ・「婦人労働問題専門民間労働相談員」設置	
1978年 (昭和53年)			・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
1979年 (昭和54年)	・第34回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択		・「東京都婦人情報センター」発足 ・婦人問題解決のための「東京都行動計画」発表	
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年中間年世界会議」開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・民法一部改正(配偶者法定相続分1/3から1/2に) ・「女子差別撤廃条約」署名		
1981年 (昭和56年)	・ILO総会「ILO第156号条約」(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等および均等待遇に関する条約)採択 ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」決定	・「東京都婦人問題協議会」設置	・庁内組織「東大和市婦人問題連絡協議会」設置
1982年 (昭和57年)				・婦人問題に関する庁内アンケートの実施
1983年 (昭和58年)			・婦人問題解決のための「新東京都行動計画」策定	・婦人行動計画策定に向け、担当課を秘書広報課から企画課に変更(4月)
1984年 (昭和59年)		・「国籍法」及び「戸籍法」の一部を改正する法律公布(子の国籍に関する父母両系主義の採用) ・第1回日本女性会議開催		
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年最終年世界会議」開催(ナイロビ)(「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」(ナイロビ将来戦略)を採択)	・「女子差別撤廃条約」批准、署名 ・「男女雇用機会均等法」公布	・東京都婦人問題協議会「男女平等の社会的風土づくり」報告	・初の女性課長誕生(4月)

年	世界	国	東京都	東大和市
1986年 (昭和61年)		・「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ・「男女雇用機会均等法」施行		・「東大和市婦人行動計画検討市民委員会」設置(3月)
1987年 (昭和62年)		・「新国内行動計画」策定	・東京都婦人問題協議会「21世紀へ向けての新たな展開」報告	
1988年 (昭和63年)				・市民意識調査実施 ・庁内組織「東大和市婦人行動計画策定委員会」設置(11月)
1989年 (平成元年)	・第44回国連総会「児童の権利条約」採択		・東京都婦人問題協議会「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして-その課題と基本的考え方-」報告	・婦人問題担当主査を配置
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・「東大和市婦人行動計画」策定(平成3年度～12年度)(12月)
1991年 (平成3年)		・「新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」公布	・女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定 ・東京都男女平等推進基金設置 ・「女性の再就職のためのキャリア開発プログラム」策定	・第1回東大和フォーラム開催(2月) ・女性情報誌「はーもにい」創刊(3月)
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置		・庁内組織「東大和市婦人行動計画推進連絡会議」設置(行動計画の推進状況の調査評価を実施)(1月)
1993年 (平成5年)	・世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」で「女性の平等の地位と女性の人権について」採択 ・第48回国連総会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」公布(パートタイム労働法)	・東京都女性問題協議会「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」報告	
1994年 (平成6年)	・国際家族年 ・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択 ・国際人口・開発会議(カイロ)「リプロダクティブ・ヘルスライツ」の概念を行動計画に明記	・初の女性の最高裁判所判事誕生 ・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・総理府「男女共同参画室」、 「男女共同参画会議」設置 ・男女共同参画推進本部設置		・市民意識調査実施
1995年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」開催(北京)「行動要領(北京宣言)」採択	・「育児休業法」改正 ・「育児介護休業法」成立 ・ILO156号条約批准(家族的責任を有する労働者条約)	・東京都女性問題協議会「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」報告 ・「東京ウィメンズプラザ」開館	

年	世界	国	東京都	東大和市
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制審議会「民法改正案要綱」答申(選択的夫婦別氏制、離婚破綻主義採用、非嫡出子均等相続)</li> <li>・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申</li> <li>・「男女共同参画2000年プラン」策定</li> <li>・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性に対する暴力に関する検討委員会」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東大和市女性行動計画(改訂版)」策定(3月)</li> <li>・庁内組織「東大和市婦人行動計画推進連絡会議」の名称を「東大和市女性行動計画推進連絡会議」に改称。(4月)</li> </ul>
1997年 (平成9年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第16回女子差別撤廃委員会」ニューヨークで開催</li> <li>・「第41回婦人の地位委員会」ニューヨークで開催</li> <li>・国連婦人の地位委員会50周年記念式典開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のための労働省関係法律の整備に関する法律」公布(募集採用等における性差別禁止、セクハラ防止の配置義務等を規定)</li> <li>・「介護保険法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都女性問題協議会「男女が平等に参画するまち東京」報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織「東大和市女性行動計画推進連絡会議」委員にすべての女性管理職を加えた。</li> </ul>
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定</li> </ul>	
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>・「育児・介護休業法」施行</li> <li>・「男女共同参画社会基本法」成立・施行</li> <li>・労働者派遣事業の「適正な運営の確保および派遣労働者の就業条件の整備に関する法律」一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都女性問題協議会「男女平等参画の推進に関する条例の基本的考え方について」報告</li> </ul>	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性2000年会議」開催「政治宣言」「成果文書」採択(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーカー行為規制法成立</li> <li>・「介護保険制度」開始</li> <li>・「児童虐待防止法」成立、施行</li> <li>・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申</li> <li>・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」答申</li> <li>・男女共同基本計画策定(平成13年～22年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都男女平等基本条例制定</li> </ul>	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布、施行</li> <li>・第1回男女共同参画週間実施</li> <li>・「児童福祉法一部改正」</li> <li>・改正「育児・介護休業法」成立(看護休暇制度導入の努力義務、短時間勤務、フレックスタイム制度の拡大など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都男女平等参画審議会「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」中間のまとめ、答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東大和市男女共同参画都市宣言(2月)</li> <li>・「東大和市男女共同参画計画」策定(平成13年度～22年度)(3月)</li> <li>・庁内組織「東大和市女性行動計画推進連絡会議」の名称を「東大和市男女共同参画推進計画連絡会議」に改称(4月)</li> <li>・東大和市男女共同参画推進に伴う標語を公募(7月)</li> <li>・東大和市女性施策推進審議が「男女共同参画に対する市民意識調査・実態調査」を実施</li> </ul>

年	世界	国	東京都	東大和市
2002年 (平成14年)		・改正「育児・介護休業法」施行	・「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&サポート東京プラン2002」策定	・男女共同参画担当(係)設置(4月) ・東大和市女性施策推進審議会(仮称)東大和市男女共同参画条例の制定に向けて「市民の意見を聞く会」開催(6月)
2003年 (平成15年)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定		
2004年 (平成16年)		・改正「児童虐待防止」施行 ・改正「DV防止法」施行		・庁内報「男女共同参画通信」創刊号発行(8月)以後隔月の発行 ・男女共同参画推進事業第1回映画を観る会実施(10月)
2005年 (平成17年)	・国連女性の地位委員会「北京+10」会合開催	・改正「育児・介護休業法」施行 ・男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 ・内閣府に少子化・男女共同参画特命担当大臣を配置 ・男女共同参画基本計画(第2次)決定	・家庭と社会生活に関する都民の意識調査報告書作成	・「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」公布・施行(3月) ・条例制定に伴い「東大和市女性施策推進審議会」の名称を「東大和市男女共同参画推進審議会」に改称(3月) ・条例制定に伴い、庁内組織「東大和市男女共同参画推進連絡会議」を「東大和市男女共同参画推進計画連絡会議」に改称(3月) ・条例制定により「東大和市男女共同参画計画」を「東大和市男女共同参画推進計画」に読み替える(3月) ・東大和市男女共同参画苦情等処理委員設置(5月) ・「第1回東大和市男女共同参画川柳」の募集(6月)
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	・第1回東大和市男女共同参画推進月間実施(2月) ・第16回男女共同参画フォーラムで「第1回東大和市男女共同参画川柳」入選者表彰(2月) ・男女共同参画情報誌「はーもにい」をタブロイド版に変更(4,200部)
2007年 (平成19年)		・「DV防止法」改正 ・改正「男女雇用機会均等法」施行	・「男女平等参画のための東京都行動計画チャンス&サポート東京プラン2007」策定	・男女共同参画情報誌「はーもにい」をB4版に変更し、市報に折込み発行(32,000部)(2月) ・東大和市男女共同参画推進計画(改訂版)策定(平成19年度～22年度)(3月) ・市民意識調査実施
2008年 (平成20年)		・改正「DV防止法」施行 ・改正「パートタイム労働法」施行		
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ・「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」作成	
2010年 (平成22年)		・改正「育児・介護休業法」施行		・東大和市男女共同参画川柳の募集が5回目を迎えたことを記念し、作品集を発行(2月)

年	世界	国	東京都	東大和市
2011年 (平成23年)	・ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関(UN Women)発足			
2012年 (平成24年)	・第56回国連女性の地位委員会 議決案採択		・「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&サポート東京プラン2012」(H24～28年度)策定 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	
2013年 (平成25年)		・「民法」一部改正(嫡出子と嫡出でない子の相続分の同等化) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」成立(施行は翌年1月)		・第二次東大和市男女共同参画推進計画見直しの資料とすることを目的に市民意識調査を実施
2014年 (平成26年)		・「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」加盟		・男女共同参画講座を開始 第1回東大和市男女共同参画フェスタを開催
2015年 (平成27年)	・国連女性の地位委員会「北京+20」記念会合(ニューヨーク)	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性の活躍推進法)制定		・第二次東大和市男女共同参画推進計画改訂版を発行



男女共同参画社会基本法  
(平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われな

ればならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男

女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 東京都男女平等参画基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第11条）

第3章 男女平等参画の促進（第12条・第13条）

第4章 性別による権利侵害の禁止（第14条）

第5章 東京都男女平等参画審議会（第15条—第19条）

附則

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であるあらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人



にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。

二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

#### (基本理念)

第3条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会

二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会

三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

#### (都の責務)

第4条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

#### (都民の責務)

第5条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (都民等の申出)

第7条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等

参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

## 第2章 基本的施策

### (行動計画)

第8条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。
- 3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

### (情報の収集及び分析)

第9条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

### (普及広報)

第10条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

### (年次報告)

第11条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

## 第3章 男女平等参画の促進

### (決定過程への参画の促進に向けた支援)

第12条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

### (雇用の分野における男女平等参画の促進)

第13条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。

2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。

4 知事は、第2項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

#### 第4章 性別による権利侵害の禁止

第14条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

#### 第5章 東京都男女平等参画審議会

(設置)

第15条 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第16条 審議会は、知事が任命する委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない。

(専門委員)

第17条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

第19条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則(第一条・第二条)

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

### 第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

### 第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

### 第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

#### 第五章の二 補則(第二十八條の二)

### 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力に



よる被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)

により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、

電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心<sup>しゆう</sup>を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めると

きは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が

当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合にお

いて、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停

止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同

一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に



関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に

要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替える

ほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項

(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則〔抄〕

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

##### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの

と同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針(概要)

平成 25 年 12 月 26 日  
内閣府、国家公安委員会、  
法務省、厚生労働省告示第 1 号

※ 平成 26 年 10 月 1 日 一部改正

### 第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

#### 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

#### 2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月の法改正を経て、平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

#### 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

##### (1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

##### (2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

### 第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

#### 1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力すること

が望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

## **2 婦人相談員**

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

## **3 配偶者からの暴力の発見者による通報等**

### **(1) 通報**

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

### **(2) 通報等への対応**

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

## **4 被害者からの相談等**

### **(1) 配偶者暴力相談支援センター**

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

### **(2) 警察**

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

### **(3) 人権擁護機関**

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相

談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

#### **(4) 民間団体との連携**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

### **5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等**

#### **(1) 被害者に対する援助**

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

#### **(2) 子どもに対する援助**

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

#### **(3) 医療機関との連携**

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

### **6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等**

#### **(1) 緊急時における安全の確保**

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

#### **(2) 一時保護**

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

#### **(3) 婦人保護施設等**

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安



定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

#### **(4) 広域的な対応**

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

### **7 被害者の自立の支援**

#### **(1) 関係機関等との連絡調整等**

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

#### **(2) 被害者等に係る情報の保護**

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に嚴重に情報の管理を行うことが必要である。

#### **(3) 生活の支援**

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

#### **(4) 就業の支援**

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どもがいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

#### **(5) 住宅の確保**

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普

及を図ることが望ましい。

#### (6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

#### (7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

#### (8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

#### (9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

### 8 保護命令制度の利用等

#### (1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

#### (2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

##### ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住

所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

#### イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

### 9 関係機関の連携協力等

#### (1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

#### (2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

#### (3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

#### (4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

### 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

#### (1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

#### (2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

#### 11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

#### 12 教育啓発

##### (1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

##### (2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

#### 13 調査研究の推進等

##### (1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

##### (2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

#### 14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

### 第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

#### 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## **2 基本計画の策定・見直しに係る指針**

### **(1)基本計画の策定**

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

### **(2)基本計画の見直し等**

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

# 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 基本的施策（第8条―第16条）

第3章 苦情等の処理（第17条―第20条）

第4章 東大和市男女共同参画推進審議会（第21条―第27条）

附則

我が国では、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。東大和市においても、国際社会や国内の動向を踏まえ男女共同参画の推進に関する施策を展開し、平成13年2月には、東大和市男女共同参画都市宣言を行い、男女共同参画の推進に関する意識の向上を図ってきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度や慣行は依然として存在しており、真の男女平等を実現するためには更なる努力が求められている。

一方、社会環境は、価値観の多様化や経済情勢の変化等による女性の社会進出や少子高齢化の進行等により急速に変化している。この急速な社会環境の変化に対応していく上で、男女が社会の対等な構成員として共に参画し、責任を分かち合う社会を実現することは、ますます重要となっている。

このような認識の下に、東大和市、市民及び事業者が一体となって男女平等を基本とした男女共同参画社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、東大和市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）について基本的事項を定めることにより男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女平等を基本とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会

のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を分かち合うことをいう。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、通勤し、通学し又は滞在するすべての個人（次号に規定する個人を除く。）をいう。

(4) 事業者 市内において事業を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

#### （基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女が、平等であることを基本として、性別を理由とする差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、個人としての人権が尊重されること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識による社会的制度又は慣行により、社会における活動の自由な選択に対して影響を受けることのないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会的支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における社会的活動とを両立できるよう配慮されること。

(5) 男女が対等な関係の下に互いの性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関する女性の権利が尊重され、産む性としての女性の健康が生涯にわたり維持されること。

(6) 男女共同参画の推進に関する取組が、国際社会及び国内の取組との協調の下に行われること。

#### （市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

#### （市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、その推進に努めるとともに、男女共同参画施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、就労者が職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立して行うことができる環境を整備する等男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画施策に協力する責務を有する。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 社会のあらゆる場における性別を理由とする差別的取扱い
- (2) 社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的な言動によりその言動を受けた人の生活環境を害すること又はその言動を受けた人の対応に対し更なる不利益を与えることをいう。）
- (3) 家庭内等における配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

## 第2章 基本的施策

(推進計画)

第8条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、東大和市男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ第21条に規定する東大和市男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(広報啓発活動)

第9条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解が深まるよう、広報及び啓発活動に積極的に努めるものとする。

(男女平等教育の促進)

第10条 市は、学校教育及び社会教育の場において、市民が男女平等について理解を深めるための必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第11条 市は、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進月間)



第12条 市は、男女共同参画について市民及び事業者の関心と理解を深めるため、東大和市男女共同参画推進月間（以下「推進月間」という。）を設ける。

2 推進月間は、毎年2月とする。

3 市は、推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（情報の収集等）

第13条 市長は、男女共同参画施策を効果的に実施するため、男女共同参画の推進に関する情報の収集並びに調査及び研究を行うものとする。

2 市長は、前項の調査及び研究により必要と認めるときは、事業者に対して意見を述べることができる。

（国、東京都等との連携）

第14条 市は、男女共同参画施策を実施するに当たり、国、東京都及び他の地方公共団体、市民並びに事業者と相互に連携を図るものとする。

（年次報告）

第15条 市長は、推進計画の実施状況等について年次報告書を作成するものとする。

2 市長は、前項の規定により年次報告書を作成したときは、第21条に規定する東大和市男女共同参画推進審議会の意見を聴き、その概要を付して公表しなければならない。

（拠点施設の整備）

第16条 市は、男女共同参画施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設を整備するものとする。

### 第3章 苦情等の処理

（苦情等の申出等）

第17条 市民又は事業者は、市の施策に関する事項が男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められた場合は、市長に対し苦情の申出をすることができる。

2 市民は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められた場合は、市長に対し相談の申出をすることができる。

3 市長は、前2項の規定による申出を受けたときは、関係機関等と連携し、迅速に処理するものとする。

（苦情等の処理窓口）

第18条 市長は、前条第1項に規定する苦情及び同条第2項に規定する相談（以下「苦情等」という。）を処理するための窓口を設置する。

（苦情等処理委員の設置）

第19条 市長は、苦情等を適切かつ迅速に処理するため、東大和市男女共同参画苦情等処理委員を置く。

2 東大和市男女共同参画苦情等処理委員は、2人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（委任）

第20条 この章に定めるもののほか、苦情等の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 東大和市男女共同参画推進審議会

（設置）

第21条 第8条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び第15条第2項の規定により意見を述べることができる事項その他男女共同参画施策に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、東大和市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第22条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。この場合における男女それぞれの委員の数は、市長がやむを得ないと認めたときを除き、同数とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者 4人以内

（2）事業者（法人その他の団体にあつては、その代表者）又はその委任を受けた者  
2人以内

（3）公募による市民 8人以内

（委員の任期）

第23条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第24条 審議会に会長及び副会長1人を置き、その選任方法は、委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取等)

第26条 審議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明の聴取、資料の提出その他の協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第27条 審議会の庶務は、子ども生活部において処理する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に策定されている東大和市男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により策定された推進計画とみなす。

附 則(平成19年9月20日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○東大和市男女共同参画推進計画連絡会議要綱

平成3年12月27日

市長決裁

改正 平成6年3月31日市長決裁

平成7年3月31日市長決裁

平成7年4月14日市長決裁

平成8年4月3日市長決裁

平成9年5月7日市長決裁

平成10年3月30日市長決裁

平成12年3月30日市長決裁

平成13年3月29日市長決裁

平成16年3月9日市長決裁

平成17年3月31日市長決裁

平成20年3月24日市長決裁

平成24年3月26日市長決裁

平成26年3月20日市長決裁

(設置)

第1条 東大和市男女共同参画推進計画に基づく施策（以下「施策」という。）を円滑に推進するため、東大和市男女共同参画推進計画連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(1) 施策の推進状況の点検及び評価に関すること。

(2) 施策の見直しに関すること。

(3) その他市長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 会議は、子ども生活部長、企画課長、職員課長、産業振興課長、子育て支援課長、健康課長、指導室長、中央公民館長及び中央図書館長の職にある者並びに女性で副参事の職層にあるものをもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、会長は子ども生活部長とし、副会長は委員の互選とする。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 会議は、必要に応じて、関係職員の出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども生活部市民生活課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成4年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日市長決裁)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日市長決裁)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月14日市長決裁)

この要綱は、平成7年4月14日から施行する。

附 則 (平成8年4月3日市長決裁)

この要綱は、平成8年4月3日から施行する。

附 則 (平成9年5月7日市長決裁)

この要綱は、平成9年5月7日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日市長決裁)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日市長決裁)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日市長決裁)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月9日市長決裁)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日市長決裁)

この要綱は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日市長決裁)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日市長決裁)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成２６年３月２０日市長決裁）  
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。